

上勝町景観計画

(上勝町木づかいの景観まちづくり)

1 次策定 (公共部門編)

令和元年 9 月

上勝町

序文



私たちの暮らす上勝町の総面積 10,963 ha のうち森林面積は 9,691 ha (約 88%) で、その内人工林が 7,730 ha (約 80%) を占めており、大半は 40 年生以上の杉 (80%) となっています。

戦後行われてきた拡大造林を背景に、豊富な森林資源を先人より受け継ぎ、様々な町づくりに活用し、地域社会に大きく貢献してきましたが、木材価格や木材需要の低迷に伴って、森林所有者の山離れと山林作業者の離職が進んでいます。

近年、地球温暖化に伴うとみられる台風や集中豪雨などによる被害はすさまじく、改めて山林の持つ機能が見直されるとともに、国土保全や資源活用の観点から、その利活用について大きく動き出しました。

本町も、「住民の生命と財産を山林災害から守り、町民総ぐるみで受け継いだ森林資源を再生し後世へ引き継ぐための 100 年」をスローガンに掲げ、担い手の創出・育成や、生活環境の維持、災害を未然に防ぐ為の支障木などの除去を目的とした「新林業事業体」を平成 31 年 3 月に設立しました。

こうした取り組みに加え、今回、景観法を切り口とした木材の利用促進について、平成 29 年度より多くの委員の皆様に参加いただき、景観コア会議及び景観委員会を開催し議論いただきました。

まずは、「木材の地産地消」を推進する足がかりとして、以前にも増して公共建造物や公共工事に木材を使っていこう、見直そうという方針を定め、本計画を取りまとめました。

令和の時代を迎え、私たちは先人が守り育ててきた美しい自然や個性豊かな伝統・文化や景観を次世代に引き継ぐとともに、何よりも町民の皆様が心豊かに安心して住み続けられるふるさとを再生しなければなりません。

今後においても、「持続可能な美しいまちづくり」をめざして町政を推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

上勝町長 花本 靖
令和元年 9 月

上勝町景観計画は、1次策定（公共部門編）
と2次策定（民間部門編）で策定します。
本計画は、1次策定（公共部門編）を示した
ものです。

目次

第 1 章	上勝町の景観	1
1. 1	上勝町の概要	4
1. 2	景観を見る視点.....	5
1. 3	景観のまとめりから見る上勝町の景観	6
1. 4	歴史・文化から見る上勝町の景観	16
1. 5	上勝町の景観をつくる生業景観.....	18
1. 6	持続する社会を実現する環境共生型景観.....	21
1. 7	上勝町の景観の概観（まとめ）	24
1. 8	上勝町の景観の課題.....	26
第 2 章	上勝町景観計画の方針	29
2. 1	景観計画の位置づけ.....	32
2. 2	景観計画の目標.....	35
2. 3	景観形成の方針.....	35
2. 4	木材や自然素材の利用を推進する景観まちづくり.....	38
2. 5	SDGs の視点による推進	42
2. 6	徳島県の条例や指針等を重視し推進.....	43
2. 7	景観の評価項目.....	44
第 3 章	上勝町景観計画 1 次策定（公共部門編）	45
3. 1	景観計画策定のフレーム	48
3. 2	用語の定義.....	50
3. 3	景観計画の対象.....	52
3. 4	景観計画区域	52
3. 5	良好な景観の形成に関する方針.....	53
3. 6	良好な景観形成のための行為の制限に関する事項.....	57
3. 7	景観重要建造物・景観建造物	59
3. 8	景観重要樹木	63
3. 9	景観重要公共施設・景観公共施設	64

第 1 章 上勝町の景観



眼前に広がる江戸時代から続く棚田景観（榎原地区）

自然と人間とが、数百年もの昔から、はたらきあい
何度もやりなおしを重ねたうえで、
ようやく作りだすことのできた、細かいところまで
ゆきとどいた調和の美しさが、
風景のうえにしみだしている。

○今西錦司（生態学者、文化勲章受賞者）

自然と人間が何度もやりなおしを重ねた景観

景観は、一度にできたものではなく、長い時間をかけて自然と人間の関わりの中で少しずつ形づくられてきました。

日本国内、そして世界を自分の眼で確かめ生涯フィールドワーカーとして現場の眼を持ち続けた生態学者今西錦司は、生物の主体性をその思想の根底におき、環境と生物（人間）を個別に分けて2元的に見るのではなく、環境と生物（人間）を関わりの中から一元的に見る視点を重視しました。今西は、空間における生物の「場の共感」の重要性を指摘し、「地理的な帰属性」について言及して、生物から見て空間に関わる意味を示しています。

景観は、単に眺め等の実在する存在だけではなく、人々の意識や記憶などにも反映される、意味を持った関わり存在でもあります。何度もやりなおしを重ねた景観、自然と人間の関わりがしみだしている景観、これらを示す第1章扉の言葉は、上勝町の景観を把握する上で、根源的に大切な指摘となっています。

上勝町に広がる、森の景観、水辺の景観、農の景観、道の景観、集落の景観も、何度もやり直しを重ねてできたものです。本計画の第1章では、上勝町の景観を、景観のまとまりと社会との関わりから見ていきます。

第1章 上勝町の景観の構成

1. 1 上勝町の概要

1. 2 景観を見る視点

- 上勝町の景観の地理的特徴
- 民俗学的見地による山間部村落の空間構造
- 景観を見る視点：景観のまとまりで見る、社会との関わりで見る

1. 3 景観のまとまりから見る上勝町の景観

■ 景観のまとまりで見る ■

○森の景観

- ・変遷する森の景観
- ・高丸山の景観
- ・山犬嶽の景観

○水辺の景観

- ・自然の力による水辺の景観
- ・自然と人間の協働活動による水辺の景観
- ・利用される水辺の景観

○農の景観

- ・棚田の景観
- ・いもどり農業の景観
- ・晩茶の景観

○道の景観

- ・移動景観軸
- ・絵図の往還・里道

○集落の景観

- ・沿道型集落と里地里山集落
- ・民家建築の景観

■ 景観と社会のかかわりで見る ■

1. 4 歴史・文化から見る上勝町の景観

1. 5 上勝町の景観をつくる生業景観

1. 6 持続する社会を実現する環境共生型景観

1. 7 上勝町の景観の概観（まとめ）

1. 8 上勝町の景観の課題

1. 1 上勝町の概要

上勝町は徳島市南西約 40km の勝浦川の最上流域に位置し、面積は 109.63k m²で、そのうち 88%が森林となっています。地形の標高は約 100m から約 1,400m とその差は大きく、標高 600m 以上の地域が 65%、150m ~600m の地域が 30%となっています。

上勝町の人口は、国勢調査データによると、合併当時の昭和 30 年の 6,265 人をピークに、昭和 45 年に 4,057 人、平成 19 年に 2,014 人と年々減少し、平成 27 年には 1,545 名と、四国で最も人口の少ない町になりました。また、上勝町データによると、平成 31 年 1 月時点の高齢化率は 52%にまで達しています。

上勝町では、**いろどり農業、ゼロ・ウェイストの取組み、棚田保全活動、日本で最も美しい村連合の活動**などが活発に行われています。日本で最も美しい村連合に登録されている地域資源には「檜原の棚田」「彩（いろどり）農業」「山犬嶽」が登録されています。

これらの上勝町の取組みは国内・海外から注目されていますが、過疎・高齢化に歯止めはかかっていません。



いろどり農業



ゼロ・ウェイストの取組み



棚田保全活動



日本で最も美しい村連合

1. 2 景観を見る視点

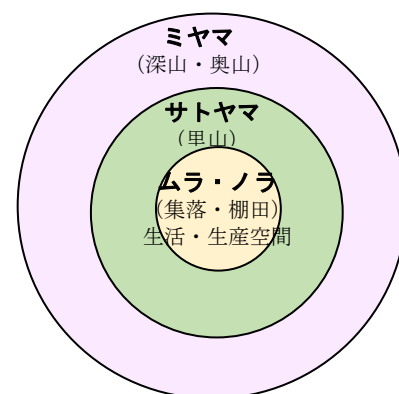
1. 2. 1 上勝町の景観の地理的特徴

上勝町は、周辺の森林、山腹斜面での里地・里山に囲まれた低地部に、勝浦川が流れ、川に沿うように県道が走り、県道に沿って町の中心的な集落が発達しているという地理的特徴があります。

1. 2. 2 民俗学的見地による山間部村落の空間構造

山間部村落の空間構造は、民俗学的見地からムラ・ノラ・ヤマ¹の3つの生産領域に区分されます。

典型的な中山間地である上勝町の空間構造も、その骨格はムラ・ノラ・ヤマからなる構造であり、景観構造もムラ・ノラ・ヤマから構成されています。



1. 2. 3 景観を見る視点

山間部村落の空間構造

現在眺めている景観が、移りゆく時代の自然に対する「人間の営み²」の総和と見れば、景観の良否は、眺めなどで評価されるだけでなく、「人間の営み」による「社会との関わり」により変化し、景観の履歴として人間の記憶に残ります。

景観の把握は、存在と関係性の2つの視点で把握します。

○景観のまとまりで見る（存在）

- ・景観を面的な広がり³のまとまり³で把握します。
- ・「森の景観」「水辺の景観」「農の景観」「道の景観」「集落の景観」に区分して把握します。

○景観と社会との関わりで見る⁴（関係性）

- ・景観を社会との関わりで把握します。
- 「歴史・文化景観」「生業景観」「環境共生型景観」に区分し把握します。

¹ 福田アジオ：『日本村落の民俗的構造』、弘文堂、1982

² 例えば、労働や産業など

³ 景観単位とといいます。

⁴ 景観関係単位とといいます。

1. 3 景観のまとまりから見る上勝町の景観

1. 3. 1 景観のまとまりで上勝町を見る

上勝町の景観は、**森の景観**、**水辺の景観**、**農の景観**、**道の景観**、**集落の景観**などのまとまりで構成されます。特に、多くの面積を占める森の景観や農の景観、そして、町の中央部を**景観軸**として構成する県道景観、河川景観の「**公共施設**」は、重要な**景観の構成要素**となっています。



代表的な上勝町の景観（田野々地区）

1. 3. 2 森の景観

○変遷（へんせん）する森の景観

面積の約9割を森林が占める上勝町は、森林の町であり、森の景観は最も面積が大きい景観です。

江戸時代までの森の景観は自然林、里山林がその多くを占めていました。その後、昭和20年頃までの集落周辺の里山林は、クヌギ、クリ、ケヤキ、ヒノキ、スギ、カシなどの2次林でその多くは自然生えでした。この間、昭和10年頃から昭和20年頃まで、軍需物資として大量の



森の景観

木材が必要となり、多くの森林が伐採されました。昭和 25 年頃からは国の拡大造林の政策により、森林の多くが人工林となっていました。

現在、町の面積の約 9 割が森林で、森林面積の 8 割が人工林、人工林の 9 割がスギ林となっています。人工林の増加は、シカ、イノシシなどの鳥獣害を生む大きな要因となりました。

景観の見方の中に、長い時間をかけて変わる景観のことを**長期変遷景観**として把握する見方があります。森林景観は、時代の流れとともに変化します。

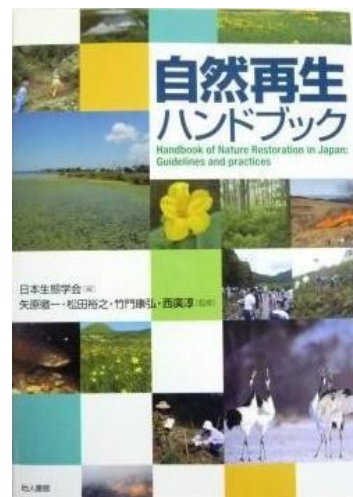
○地域で守られた高丸山の景観

第 2 次世界大戦の頃、戦闘機のプロペラ用材として高丸山のブナ林伐採の命令が政府から出されました。地区の世話役等はブナ林の水により農業が守られていると訴え、ブナ林の伐採はなくなりました。地区の共有林であったブナ林を将来に残すため、八重地地区住民は 99 年間の賃貸契約書と地区住民の名簿「播鉢（すりばち）名簿」を作成しブナ林を保全しました。その後高丸山は、鳥獣保護区や自然環境保護区として徳島県から指定されています。

地域で守られた高丸山の保全活動は、千年の森プロジェクトとして徳島県事業として県民協働の森づくりに位置づけられ、また、日本生態学会より国内の自然再生モデルとして、釧路湿原、小笠原諸島、石西礁湖等とともに紹介⁵されています。



高丸山ブナ林



自然再生ハンドブックに
高丸山の森づくりが掲載

⁵ 日本生態学会編、谷原徹一・松田裕之ほか監修：『自然再生ハンドブック』、地人書館、2010年12月

○自然と信仰が生んだ山犬嶽の景観⁶

1701年に、山犬嶽が大崩壊しました。「7日7夜にわたり雨がふりつづき、山岳八町にわたり山が崩れ落ち、土砂は府殿をこえ勝浦川まで、そして野尻や旭川までいたった」と言い伝えられています。こうして誕生した山犬嶽の巨岩にみられる独特の苔の景観は、上勝町の森の景観を代表するものとなっています。



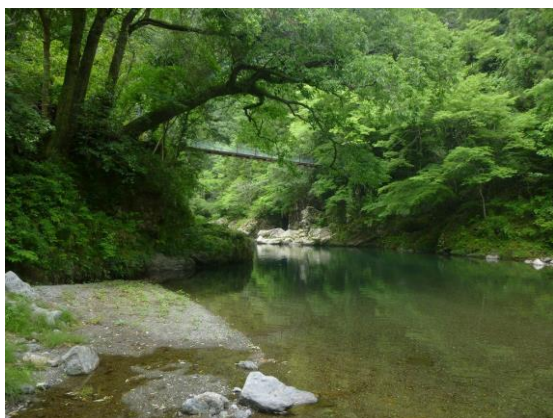
山犬嶽（コケの景観）

また、山犬嶽は、「雨ごいの山」「修験道の山」「大師信仰の山」という3つの性格が重なり合った独特の歴史・文化的背景を持った山となっています。

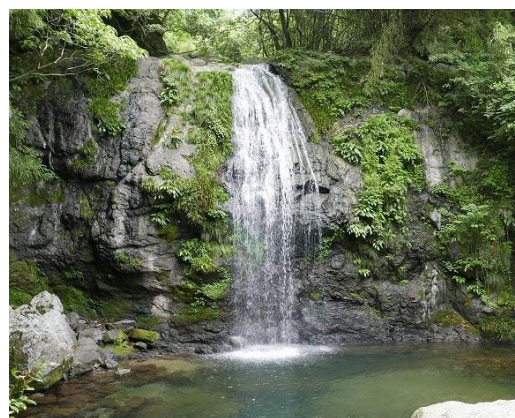
1. 3. 3 水辺の景観

○自然の力による水辺の景観

上勝町の大きな川として、勝浦川、旭川が流れ、多くの瀬、淵、滝など、主として自然の力による魅力的な水辺の景観が、町内には数多くあります。



勝浦川の淵



雄淵

⁶ 特定非営利活動法人・郷の元気：『重要文化的景観檜原の棚田ガイドブック』、2011年9月

○自然と人間の協働による水辺の景観

野尻地区での水田耕作のため、江戸時代に八重地地区の旭川から野尻地区まで約 12 キロにわたる**野尻用水**が作られました。野尻用水の起点となる旭川では、岩盤を人力でくり抜き洞門をつくり用水を導いています。野尻用水は土木遺産ともいえる水辺の景観の重要な構成要素となっています。



美愁湖

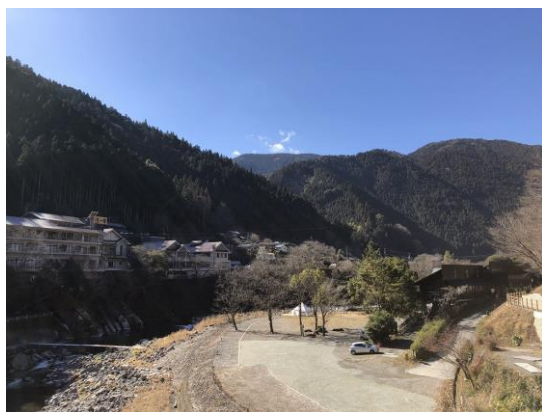
また、勝浦川の洪水調節ダムとして 1977 年に正木ダムが完成し、ダム湖である**美愁湖**が誕生しました。美愁湖は、山間部に位置する上勝町で貴重な「水面」を提供しました。

全国の多くの地域に、水害から人々を守るといわれるスサノオノミコトを祭る祇園信仰があります。上勝町の田野々地区においても、旭川の上流・下流が見える場所に岩土祇園社が建立され、水辺の景観と人々の暮らしの景観を形づくっています。

野尻用水や美愁湖のほか、農業水路などにおいても多くの自然と人間の協働による水辺の景観が存在しています。

○利用される水辺

月ヶ谷温泉やキャンプ場周辺の利用客、釣り利用など、勝浦川や旭川を中心に多くの水辺利用がなされています。



勝浦川（月ヶ谷温泉周辺）



旭川（釣り利用）

1. 3. 4 農の景観

○全国屈指の棚田景観

「耕して天に至る」、司馬遼太郎らは中国の言葉を引用しながら棚田や段畑を紹介しました⁷。これらの景観は、生活や労働の中で長い年月をかけて誕生したものです。

1995年に高知県梶原町で第1回全国棚田サミットが開催され、棚田の価値や存在が、広く日本国内に知られるようになりました。上勝町の棚田は、全国棚田サミット⁸や、日本で最も美しい村連合の取組⁹などで全国に紹介され注目されています。

上勝町の棚田は、八重地、市宇、田野々、檜原、野尻、府殿などの地区で、多くは標高500mから700m程度に広がります。このうち、檜原の棚田は、**重要文化的景観**、**日本の棚田百選**、**重要里地里山**に選定され、八重地の棚田は、**にほんの里100選**、**重要里地里山**に選定されています。また町全域を対象とする**日本で最も美しい村連合**への登録、**かおり風景100選**の選定も含め、上勝町の棚田群は全国屈指の棚田景観となっています。

これら棚田景観の多くは、江戸期前後から地区の住民により長い年月をかけて形成された農の景観です。



檜原の棚田（重要文化的景観）

○公共事業による曲線型ほ場整備

八重地地区では、2001年に景観に配慮した曲線型ほ場が公共事業として整備され、国内の先駆的な事例として全国から注目を得ており、各地からの視察者が訪れています¹⁰。



⁷ 例えば司馬遼太郎：『街道をゆく九』など

⁸ 第17回全国棚田サミット（2011年上勝）では、八重地、市宇、田野々、檜原の棚田がフィールド会場となりました。

⁹ 未来に残したい上勝町の特徴として、「檜原の棚田」「彩（いろどり）農業」「山犬嶽」が紹介されています。

¹⁰ 第6回全国棚田サミット（2002年千葉鴨川）では八重地地区の曲線型圃場整備が紹介されました。

○誘発行動が増える棚田景観

農地としての棚田の機能は、農業生産、保水、洪水調節、景観、文化、レクリエーションなど、それぞれは小さいけれど多様な機能（＝価値）を持っています。

これらを把握するために、檜原の棚田と八重地の棚田において、棚田空間における訪問者の誘発行動を把握するアフォーダンス調査が行われました¹¹。

これは、棚田空間と訪問者を個別かつ物理的に調査するのではなく、一体として生態学的により空間特性を把握するものです。

その結果、棚田空間では、心地よく感じる空間要素として、**①あぜの曲線**、**②水の音**、**③あぜの段**、が上位に抽出されました¹²。かつ、訪問回数が増えるほどこの抽出率が強くなり、心地よい要素の項目数も増加することがわかりました。また、棚田での誘発行動の想起率で上位は、自然体験、労働体験、休憩、味覚体感の順でした。

小さくとも多様な機能や価値を持つ棚田景観は、訪問回数が増えるほどその価値を提供し、人間と応答する景観といえます。

曲線型ほ場整備（八重地地区）



棚田の誘発行動の想起率（檜原の棚田）

○世界から注目されるいんどり農業の景観

1981年に上勝町を局地的な異常寒波が襲い、主要作物であった120ha温州ミカンの8割が枯死し上勝町のミカン栽培は壊滅的な打撃を受けました。1987年には、明治時代から続いていた上勝のミカン栽培出荷の歴史は幕を閉じました¹³。地域の「どん底からの再生」として誕生したのが、国内そし



彩山といんどり橋

¹¹ 澤田俊明、河口真一郎、山中英生、水口裕之：空間のアフォーダンス抽出方法とその調査事例について、土木計画学研究・論文集、Vol.16、No.1、511～522頁、1999年

¹² 重要文化的景観に選定された檜原の棚田における農地の保存の項には「あぜの曲線」「あぜの段」が明記され、空間の保存の項には「良好な視点場」とともに「水の音」が明記されています。

¹³ 笠松和市・佐藤由美：『持続可能なまちは小さく美しい、上勝町の挑戦』、学芸出版社、2008年

て世界からも注目されている葉っぱを売る「いろどり農業」でした¹⁴。

ナンテン、モミジ、クリ、カキ、ササなどを活用するいろどり農業は、集落や里山で、これらの植物等のいろどりの景観を生み出しています。また、2015年からは彩山を活用した産業振興の展開をスタートし、上勝町内におけるいろどり農業は新たな時代を迎えています。

○伝統的な晩茶づくりの景観

徳島県内の上勝町と那賀町に伝わる発酵茶は、夏場に茶葉を摘み、煮立てて、すり込み、のちに樽へ詰め込み、人為的に乳酸発酵させ、その後天日乾燥して生産する工程で、地域の特産品となっています。上勝町では、山の斜面に生えるお茶の木や茶摘みなどの晩茶を製造する様子は、晩茶の景観として夏の風物詩となっています。



発酵晩茶の天日乾燥

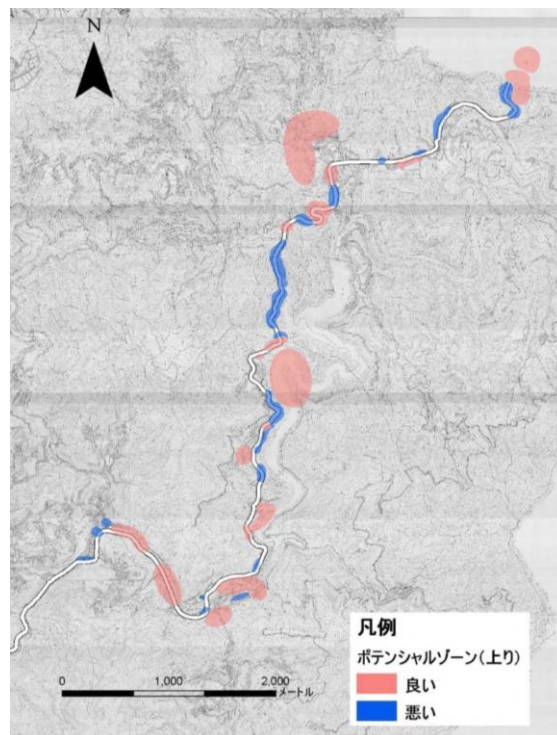
¹⁴ 横石知二：『そうだ、葉っぱを売ろう！過疎のまち、どん底からの再生』、ソフトバンククリエイティブ、2007年9月

1. 3. 5 道の景観

○上勝町の中心を走る移動景観軸

町の中心部を走る県道や町道から見る移動景観¹⁵は、日常的に道路の利用者の眼に入ってくる景観として、また、訪問者が上勝町を認識する景観として重要なものとなっています。まさに、道の景観は、川の景観とともに、本町の景観軸を構成しています。

図は、勝浦町境から役場までの県道16号の移動景観（上り）における、良いところ（景観保全要因）と悪いところ（景観阻害要因）を図示したものです¹⁶。道路施設だけでなく、道から見えてくる周辺の景観要素が、移動景観の良否にかかわっています。

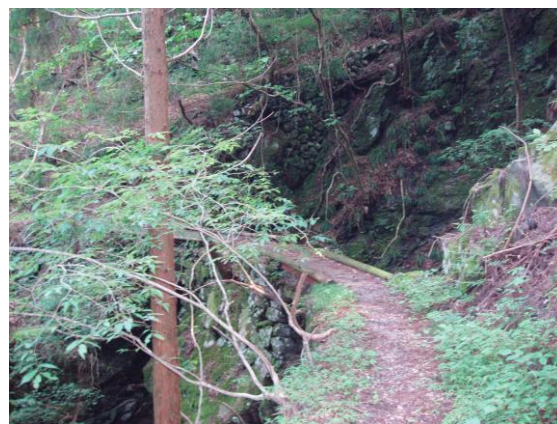


県道（上り）移動景観の景観特性図
景観保全要因、景観阻害要因

○今も残る分間絵図の往還や里道

町に残る江戸時代の実測分間絵図には、田畑だけでなく、民家、神社、山神、道、川なども描かれています。集落間を結ぶ主要な道は往還と呼ばれ、生活に使う里道も、絵図には描かれています。

これらの往還や里道は、町においては各地域の分間絵図から現在の位置を同定することが可能であり、重要文化的景観に指定された檜原地区では、9割程



集落を結ぶ往還
(文化的景観の要素)

¹⁵ 景観を現象的に分類するとき、①人間の視点が固定されるシーン景観（固定景観）、②人間の視点が移動するシークエンス景観（移動景観）、③視点が存在しなくなる場の景観、④時間の流れを見る変遷景観の4つに分類され、①~④には実態論と意味論の双方があることを、篠原修は示しました。注：カッコ内は本脚注で補記したものです。

¹⁶ 上勝町：景観資源調査における県道シークエンス調査結果より、平成25年コミュニティ助成事業（かみかつ美しい村づくり事業）、平成26年3月

度の往還や里道が現存することがわかりました。檜原地区の往還は、重要文化的景観の景観重要構成要素として指定されています。同様に、上勝町に現存するその他の地区の往還も高い文化的景観価値を持っています。

1. 3. 6 集落の景観

○沿道型集落と里地里山集落

集落景観の存立形態は、県道や町道沿いに発達した街道型集落と、点在する里地里山集落に大別できます。

上勝町における沿道型集落には、正木地区、傍示地区、福原地区、生実地区、旭地区などの県道・町道沿いに形成されています。

里地里山集落は町内に数多く存在し、沿道型集落の近傍や、山手に形成されて

います。里地里山集落では、民家、水田、畑地、草地、里山、用水、里道などがセットで備わり、これらは相互に関係して集落が成立しています。

檜原地区重要文化的景観の第1次選定で「**棚田景観**」が選定され、第2次選定では集落景観や民家建築を含む「**農村景観**」が追加されました¹⁷。檜原地区以外の里地里山集落においても、分間絵図の存在、集落景観、民家建築など、檜原地区同様、歴史的・文化的価値が高いものが多く存在します。



里地里山集落の景観

¹⁷ 檜原の棚田における重要文化的景観の第1次選定は棚田を対象とした「檜原の棚田」として平成22年(2010)2月22日に選定されました。第2次選定は農村景観が追加され、「檜原の棚田及び農村景観」として平成25年(2013年)10月17日に名称変更して追加選定されています。

○民家建築の景観¹⁸

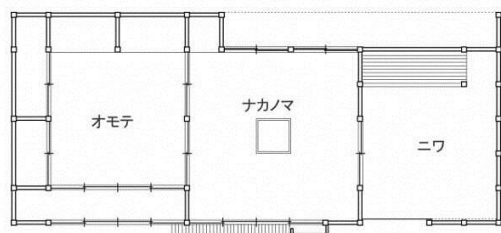
『阿波の民家 1976 年』によれば、徳島県の伝統的な民家分布は、間取り、構造、屋根形式により大きく 5 つに分けられます¹⁹。上勝町の民家はこのうち「A 剣山地の南斜面、東斜面の山間部」に区分されます。



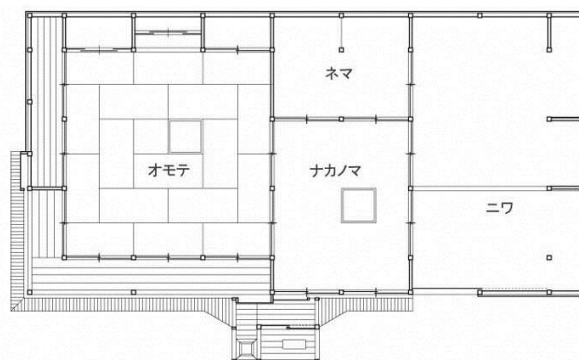
町内民家の伝統的な屋敷構え

上勝町の山間部の伝統的な民家建築の景観は、次の特徴があります。

- ・敷地：等高線に沿って横に長く、奥行きが狭い
- ・屋敷構え：主屋、納屋等は敷地に沿って一列に並ぶ
- ・間取り：横二間取り・中ネマ三間取り系の間取り



横二間取り



中ネマ三間取り

¹⁸ 上勝町教育委員会：『檜原の棚田、文化的景観保存計画』、平成 21 年（2009）5 月

¹⁹ 徳島県教育委員会／奈良国立文化財研究所 編：『阿波の民家、徳島県民家緊急報告書』、徳島県教育委員会、昭和 51 年（1976）3 月

1. 4 歴史・文化から見る上勝町の景観

○実測分間絵図に見る歴史的景観

江戸時代 1800 年頃、阿波徳島藩は藩領の阿波国を約 30 年、淡路国を約 15 年かけて測量し、実測による各地区の分間絵図を作成しました。藩の測量方である岡崎三蔵父子が測量を行い、その誤差は 3～5%程度であり、当時の国内最高水準の測量技術が用いられていました。

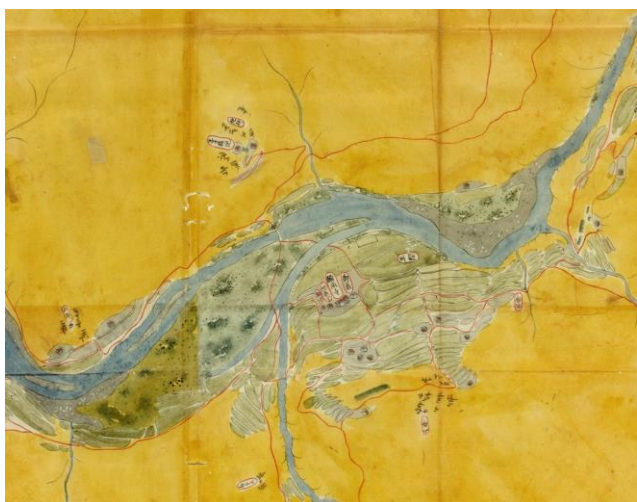
分間絵図は、遺失や第 2 次世界大戦前後の空襲等での消失により、現在では徳島県内にその 3 割程度しか残っていない、といわれています。上勝町では、1813 年に作成された「八重地村市宇村」「田野々村」「檜原村」「久保村野尻村」「瀬津村」「福原村」の分間絵図が現在も残っています。

○今に残る江戸時代の景観

これらの絵図や、1686 年の農作物の作付記録である「反別・村高一覧」からみると、上勝町の棚田景観は、絵図から約 210 年前、作付記録から約 330 年前とほぼ同じであることがわかります。

檜原地区の重要文化的景観の最大の価値は、絵図が存在し現在と照合でき、江戸時代の景観が変わることなく現在に残り継続していることにあります。檜原地区では、江戸時代の景観が今も残っています。

こうした上勝町の棚田景観や農村景観の歴史的・文化的価値は、檜原地区だけに固有なものではなく、八重地地区や市宇地区等の絵図が残り、かつ、棚田が耕作されている地区では、檜原地区と同様の文化的景観価値を有しているといえます。



福原村分間絵図（部分）

文化 10 年（1813）11 月



八重地村市宇村分間絵図（部分）

文化 10 年（1813）11 月

○3,000 人のボランティアが参加した上勝アート作品群

2007 年に徳島県で「第 22 回国民文化祭とくしま 2007」が開催され、上勝町では「上勝アートプロジェクト～里山の彩生～」を推進しました。プロジェクトは、里山と芸術活動をつなぐ地域再生の視点から推進され、作家と地域住民の協働による野外の現代アート作品の製作に取り組みました。北川フラム氏（アートディレクター）を迎え、当時 2,000 人の町民で延べ 3,000 人のボランティアが参加しました²⁰。



「スギ間伐材」を利用した
上勝アート（淵神の塔）

上勝アートプロジェクトは、森林保全の観点からもスギ間伐材を使用し、2014 年には、アートからの森林再生アプローチとして世界的な先駆事例であるイギリス・グライスデールの取り組みに学んだ「森林（もり）のあがりはな」作品が住民協働で追加製作され、現在町内に著名作家による 8 つのアート作品があります。



2,000 人（当時）の小さな町で 3,000 人の町民ボランティアを生んだ上勝アート

²⁰ 花岡史恵、澤田俊明、横田正和、北川フラム、山中英生：地域再生と森林保全に根差した里山アートプロジェクトの効果、土木計画学研究・講演集、38 巻、2008 年 11 月

1. 5 上勝町の景観をつくる生業景観

○生業景観とは

生業（せいぎょう）景観とは、地域の林業、農業、水産業など、仕事・産業により形成された景観で、上勝町には、森林の多くを占めるスギ人工林、いもどり農業、晩茶生産、田畑などの仕事や産業が生業景観の構成要素となっています。上勝町における生業景観の多くは、第1次産業に由来し多くは再生可能な生物資源を活用したものとなっています。

○上勝町森林面積の8割を占める人工林の生業景観

上勝町の面積の9割が森林で、森林面積の8割を人工林が占めています。木材価格の低迷、木材利用の減少など林業経営は困難な状況が続き、人工林の荒廃や、伐期を迎えた人工林が放置され60年以上の財齢の樹木比率は上勝町で66%まで達しています²¹。人工林、特にスギ材の生業の動向は、上勝町の森林景観に直結しています。

表 1 上勝町の森林面積

上勝町の面積	109.68 km ² (100%)	
林野面積	96.91 km ² (88%)	<100%>
私有林	88.15 km ² (80%)	
人工林<100%>	77.30 km ² (70%)	<80%>
スギ <88%>	67.86 km ² (62%)	<88%>
ヒノキ	7.7 km ²	

「徳島県：森林資源現況表、H27年3月31日現在」より作成



上勝町森林面積の8割が人工林



人工林面積の9割がスギ林

²¹ 早田健治：上勝町の森林・林業の現状とこれからの林業の方向、H30上勝町景観計画に関する勉強会（第2回）、2018年11月7日

○いもどり農業による生業景観

いもどり農業は、季節の葉や花、山菜などを栽培・出荷・販売するビジネスとして1987年に始まりました。2018年7月のいもどり農家数は150世帯²²で、上勝町世帯数770世帯（2018年7月1日）の約20%がいもどり農業に関わっており、地域人材の「出番をつくる」いもどり農業は生業景観の主要な構成要素となっています。

2018年に開通したいもどり橋周辺の彩山では彩山実習園が開設され、新たないもどり農業による生業景観が誕生しています。



いもどりの生業景観（平地部）



いもどりの生業景観（山間部）

○無形文化財になった晩茶製造の生業景観

上勝町では昔から乳酸発酵茶である阿波晩茶が作られてきました。山間の急斜面に生える茶葉を摘む風景や、伝統的な道具で茶葉を擦る様子、それらを天日干しする風景・香りなどは、上勝の夏の風物詩として町民に親しまれています。現在、自家用・販売も含めて約90世帯、全町世帯数の12%が晩茶づくりをおこなっており、重要な生業景観の構成要素となっています。

上勝町の阿波晩茶は、2001年に環境省より「**かおり風景100選**」²³に選定、そして、2018年に阿波晩茶の製造技術は**国の無形文化財**²⁴に選ばれました。



発酵晩茶の製造過程
（茶葉を茹でる）

²² 2018年株式会社いもどり聞き取り情報

²³ かおり風景100選では、豊かなかおりとその源となる自然や文化・生活を一体として将来に残し、伝えていくことを目的としています。

²⁴ 「四国山地の発酵茶の製造技術」として、徳島県阿波晩茶、愛媛県石鎚黒茶、高知県基石茶は、記録作成等の措置を請うべき無形の民俗文化財（文化庁）となりました。2018年3月8日「選択」

○田や畑の生業景観

棚田や平地における水田や畑も、暮らしと労働で形成された生業景観です。2015 農林業センサスにおける田・畑の状況からみると、田・畑での全体の耕地面積は、耕作面積が 71 ヘクタールで、そのうち 63 ヘクタールが耕作されており、8 ヘクタールが作物を作らなかった耕地でした。そして、100 戸から 150 戸程度の世帯が田・畑の生業景観に関わっています。

表 2 経営耕地の状況 (2015 年農林業センサスより作成)

種類	耕作面積	「作った」	「作らなかった」
田	102 戸、28ha	稲：86 戸、22 ha 稲以外：34 戸、4 ha	2 ha
畑	152 戸、43ha	148 戸、37 ha	6 ha
計	71ha	63 ha	8 ha

1. 6 持続する社会を実現する環境共生型景観

地球資源や自然資源を活用して繁栄した人間活動は、その反面、地球や自然に対して大きな負荷をかけてきました。

地球や自然を傷つけず共生する**環境共生の取組み**は、廃棄物ゼロを目指す循環型取組み、生物多様性の保全・活用の取組み、地球温暖化防止の取組みに大別できます。

○廃棄物ゼロを目指す循環型取組み

上勝町は2003年に日本で初めて「未来の子どもたちにきれいな空気やおいしい水、豊かな大地を継承するため、2020年までに上勝町のごみをゼロにすることを決意し、上勝町ごみゼロ（ゼロ・ウェイスト）」を宣言しました。

○生物多様性の保全・活用の取組み

1987年にスタートしたいろどり農業は、葉っぱという生態系サービス活用の先駆者といえます。そして、2004年から高丸山においてスギ林を自然林に再生する「千年の森プロジェクト」も、国内有数の生物多様性保全の先進事例といえます。2012年からスタートした八重地地区民家での伝統的な茅葺き民家復元は、地域のカヤ材料を家屋の屋根に活用する典型的な生物多様性の活用の取組みとなっています。2015年には、生物多様性上重要な里地里山として、「檜原の棚田」「八重地²⁵」が選定されました。

○地球温暖化を抑止する取組み

1990年前後から上勝町では、道路斜面工事での軽微な木製法枠工、道路施設や農業施設等での小規模な木製擁壁等、公共事業においてカーボンゼロとなる木材を活用してきました。これらは木材利用と共に、二酸化炭素の排出量を抑制した取組みとなっています。

2005年から月ヶ谷温泉では、重油に換えてカーボンゼロである木質チップボイラーを導入し、二酸化炭素の排出量を大幅に軽減しています。

²⁵ 「八重地」は、八重地集落と高丸山から構成されます。

持続する社会の実現には、地球環境や自然環境と共生する環境共生の取組みが不可欠となります。環境共生の取組みと、その結果形成される環境共生型景観を、下表のとおり整理します。

表 3 環境共生の取組みと環境共生型景観

環境共生の取組み	環境共生型景観：環境共生の取組みの結果、形成される景観
廃棄物ゼロを目指した循環型取組み (3Rリデュース、リユース、リサイクルなど)	循環型景観：循環型の取組みの結果、形成される景観
生物多様性の保全・活用や自然資源の保全・活用の取組み	生物多様性景観：生物多様性の取組みの結果、形成される景観
地球温暖化を防止する取組み (カーボンオフセットなど)	地球温暖化防止景観：地球温暖化防止活動の結果、形成される景観



循環型景観 (旧ごみステーション)



生物多様性景観 (いろどり)

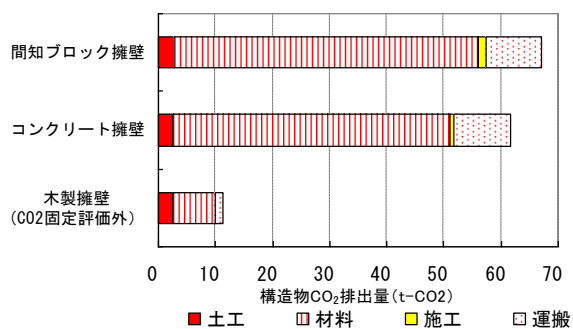


**生物多様性景観
(重要里地里山、八重地)**



**地球温暖化防止景観
(温泉・木質チップボイラー)**

公共施設である道路擁壁に木材を使用した場合、コンクリート擁壁に比べて1 / 5程度、CO2 排出量が少なく施工でき、環境共生型景観の創出に期待できます。



施工 CO₂ 排出量 (H=2m, L=100m) ²⁶



地球温暖化防止景観

²⁶ 枝澤啓司、澤田俊明、水口裕之：コンクリート及び木製小規模擁壁の CO₂ 排出量に関する基礎的研究、環境システム研究論文集、28、pp39-45、2000 年

1. 7 上勝町の景観の概観（まとめ）

表 4 景観のまとまりから見る

種類	景観の概要
森の景観	変遷（へんせん）する森の景観 地域で守られた高丸山の景観 自然と信仰が生んだ山犬嶽の景観
水辺の景観	自然の力による水辺の景観 自然と人間の協働による水辺の景観 利用される水辺
農の景観	全国屈指の棚田景観 公共事業による曲線型ほ場整備 誘発行動が増える棚田景観 世界から注目されるいもどり農業の景観 伝統的な晩茶づくりの景観
道の景観	上勝町の中心を走る移動景観軸 今も残る分間絵図の往還や里道
集落の景観	沿道型集落と里地里山集落 民家建築の景観

表 5 景観の関わりから見る

種類	景観の概要
歴史・文化景観	○歴史・文化から見る上勝町の景観 実測分間絵図に見る歴史的景観 今に残る江戸時代の景観 3,000人のボランティアが参加した上勝アート作品群
生業景観	○上勝町の景観をつくる生業景観 上勝町森林面積の8割を占める人工林の生業景観 いもどり農業による生業景観 無形文化財になった晩茶製造の生業景観 田や畑の生業景観
環境共生型景観	○持続する社会を実現する環境共生型景観 循環型景観、生物多様性景観、地球温暖化防止景観 廃棄物ゼロを目指す循環型取組み 生物多様性の保全・活用の取組み 地球温暖化を抑止する取組み

上勝町の景観の概観（主なもの）

		景観と社会の関わり		
		歴史・文化景観	生業景観	環境共生型 景観
景観の まとめ	森の景観	高丸山、山犬嶽	人工林の景観	高丸山、山犬嶽
	水辺の景観	分間絵図：江戸時代の 用水路	木材利用等による水辺 の景観（第2章）	木材利用等による水辺 の景観（第2章）
	農の景観	江戸時代の棚田景観 晩茶景観	棚田景観、いもどり農 業、晩茶景観	棚田景観、いもどり農 業、晩茶景観
	道の景観	往還、里道	木材利用等による道の 景観（第2章）	木材利用等による道の 景観（第2章）
	集落の景観	分間絵図の景観 江戸時代の集落景観 伝統的な民家建築		

1. 8 上勝町の景観の課題

1. 8. 1 景観全般の課題

景観全般にわたる課題として、以下の課題があげられます。

- ・ 良質な景観が存在、しかし、悪い景観も存在する。
- ・ 局所的には、世界文化遺産を数多く有するイタリア・アグリツーリズモの事例に匹敵する景観を有するが、地区レベルでは、一貫した景観的配慮がなされていない。
- ・ 良好な景観対象物を遮蔽する人工林が、大きな景観阻害要因となっている。
- ・ 上勝町の重要な地区での景観コントロールができていない。
- ・ 道路等の公共の場所から容易に望見できるところに、景観阻害要因となる一部の公共施設が存在する。
- ・ 地域の景観軸となる道路、河川と連携した景観形成が弱い。



▲景観阻害要因となる公共施設

1. 8. 2 生業景観の課題

生業景観の課題として、以下の課題があげられます。

- ・町内において、生業景観を対象とした景観認識が十分でない
- ・過疎、高齢化により、生業景観の担い手が不足し、良質な生業景観喪失の危機に直面している
- ・本町で多くの面積を占める森林において森林経営の悪化から山が荒れ、山に手が入らない森林において、多くの場所で生業景観としての森林景観が悪化している
- ・生業景観の景観価値を、景観まちづくりに活かしてきれていない

1. 8. 3 環境共生型景観の課題

環境共生型景観の課題として、以下の課題があげられます。

- ・上勝町では、国内、国際的に先駆的な環境循環型の活動が展開されているが、一部の先駆例を除き、環境分野にとどまり景観分野まで十分に波及できていない
- ・町内において、環境共生型景観を対象とした景観認識が十分でない
- ・環境共生型景観がよくわからない
- ・環境共生型景観の景観価値を、景観まちづくりに活かしてきれていない

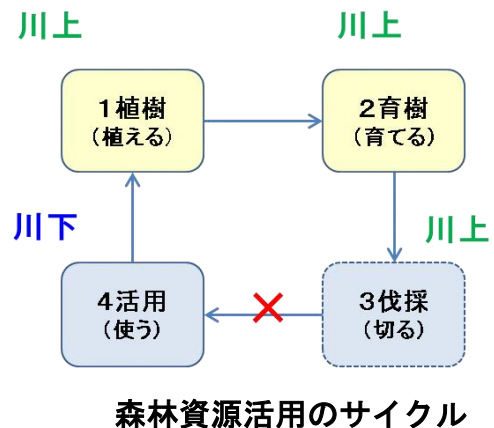
1. 8. 4 森林景観の課題（「悪い循環」による疲弊する森林景観）

本町の人工林は、多くが伐期を迎えています。木材市況の低迷や労働力不足のため、森林経営が疲弊化しています。

森林資源活用には、「1. 植樹（植える）」「2. 育樹（育てる）」「3. 伐採（切る）」「4. 活用（使う）」のサイクルが必要です。現在の人工林施策は、木材生産側の「川上」、木材消費側の「川下」で分断されており、特に川下地域における「4. 活用（使う）」施策が不足しています。

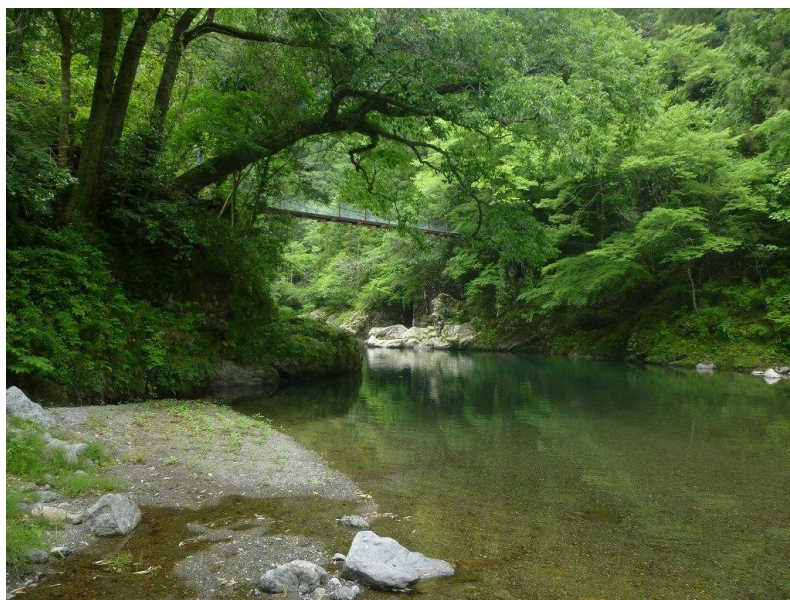
上勝町を含む国内の多くの地域では、「木を切っても赤字になる」「木が売れない」などの川上での課題や、「木が高くて使えない」「使える木がない」などの川下での課題があり、森林資源活用のサイクルが「悪い循環」となっています。

こうした森林資源活用の悪化は、森林経営の悪化につながり、町内の多くの場所で森林景観も疲弊し悪化しています。



荒廃するスギ林

第 2 章 上勝町景観計画の方針



勝浦川の淵（谷口地区）

持続可能な社会維持の3原則

- ①再生可能な資源の消費ペースは、その再生ペースを上回ってはならない。
- ②再生不能資源の消費ペースは、それに代わりうる持続可能な再生可能資源が開発されるペースを上回ってはならない。
- ③汚染の排出量は、環境の吸収能力を上回ってはならない。

ハーマン・デイリー（環境経済学者）

持続可能な社会維持の3原則

2003年日本で初めて、ごみ自体を出さない社会を目指すゼロ・ウェイスト宣言を行った上勝町は、第3次活性化基本計画（2011）において、持続可能な社会づくりを長期目標に位置づけました。そして、循環型社会づくりとして「全分野にわたって環境保全を重視した対策を計画」「環境保全を重視した社会基盤の整備」を明示しました。さらに、上勝町持続可能な美しいまちづくり基本条例（2014）を定め、持続可能なまちづくりの基本理念を定め、「良好な環境及び景観の保全」「美しい自然との共生」などの原則を示しています。

本景観計画は、上勝町持続可能な美しいまちづくり基本条例（2014）に基づき策定します。

1992年にブラジル・リオで開催された地球環境サミットの根底の目標は、地球規模での持続可能性を念頭にした「環境」「経済」「コミュニティ」の同時解決でした。2015年の国連サミットでは、環境課題と社会課題の同時解決を目指す持続可能な開発目標（SDGs）が採択されています。

上勝町の景観計画策定は、基本条例の「全町で地域の持続可能性を目指したまちづくりの基本理念」のもと推進します。1972年に世界各国の科学者等で構成されるローマクラブは地球規模の観点から地球の限界について警鐘を鳴らしました。そして環境経済学者であったハーマン・デイリーは、「持続可能な社会維持の3原則」を示し、その後、この原則は世界中に広がっています。

歴史・文化、生業、環境共生などの社会との関わりから景観を形成し、持続可能なまちづくりの観点から景観計画を策定する上で、ハーマン・デイリーの3原則は、とても重要といえます。

第2章 上勝町景観計画の方針の構成

2. 1 景観計画の位置づけ

「上勝町持続可能な美しいまちづくり基本条例（2014）」に基づき策定

2. 2 景観計画の目標

「地域の持続発展の観点」と「景観まちづくりの観点」から推進します。

- 目標1 美しい景観形成と地域課題を同時解決する景観まちづくり
- 目標2 森林資源の活用による美しい景観まちづくり
- 目標3 持続的な循環型社会づくりの推進力となる景観まちづくり

2. 3 景観形成の方針



2. 7 景観の評価項目



第3章 3.5.4 景観計画推進のアプローチ項目



- 方針1 自然・風土・暮らしと調和した景観形成
- 方針2 地域が持続する生業景観形成
- 方針3 環境共生型の景観形成
- 方針4 積極的に木材や自然素材を利用した景観形成
- 方針5 実行型・協働型の景観形成
- 方針6 SDGsの視点による景観形成

2. 4 木材や自然素材の利用を推進する景観まちづくり

2. 5 SDGsの視点による推進

2. 6 徳島県の条例や指針等を重視し推進

2. 1 景観計画の位置づけ

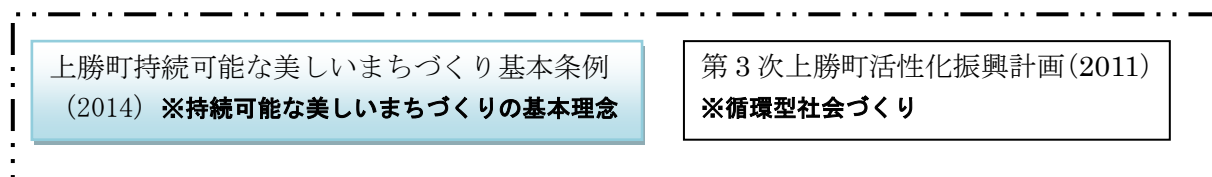
2. 1. 1 位置づけ

景観計画は、上勝町の持続可能な美しいまちづくりの基本理念を「上勝町持続可能な美しいまちづくり基本条例（2014）」に基づき策定します。

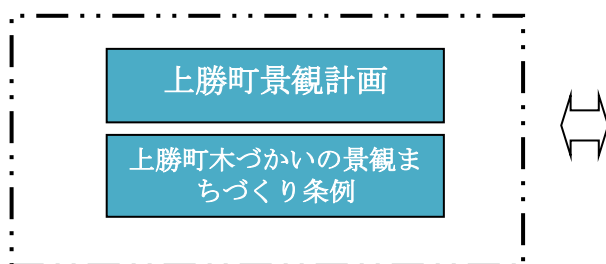
景観計画は、上位計画である「第3次上勝町活性化振興計画（2011）」に基づき策定します。このほか、関連の方針や計画である「上勝町内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針（2011）」「上勝町ゼロ・ウェイストタウン計画（2016）」「上勝町SDGs未来都市計画（2018）」などに関連して策定します。

また、町全域を対象とする上勝町景観計画において、その部分をなす「上勝町檜原地区景観条例（2009）」「上勝町檜原地区景観計画（2009）」「檜原の棚田文化的景観保存計画（2009）」とも連携して策定します。

●上位の条例・計画



●今回の計画（上勝町全域）



●主な関連する計画・方針



●関連する計画（地区）

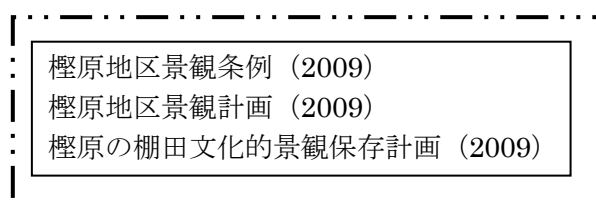


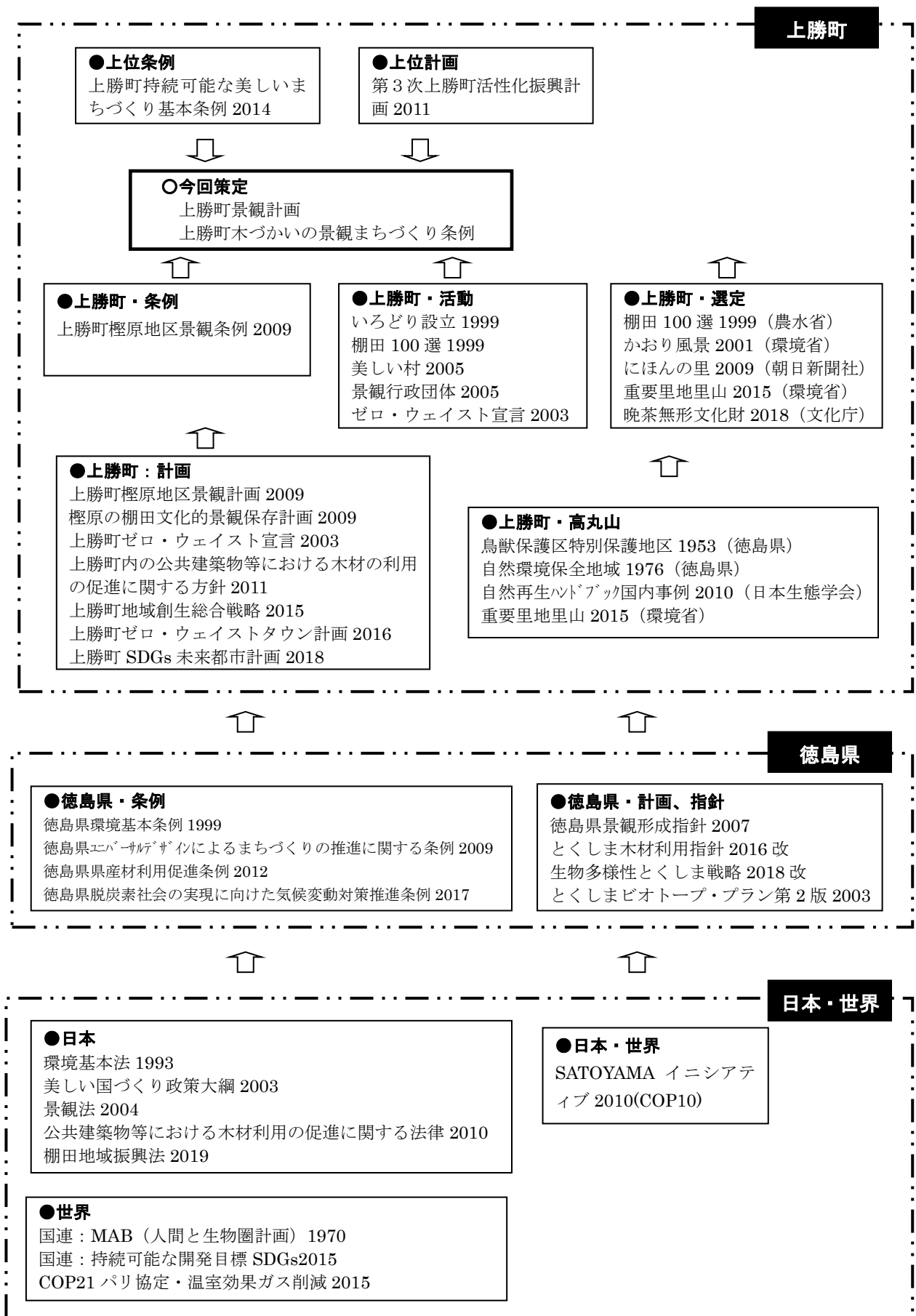
表 6 上勝町持続可能な美しいまちづくり基本条例 2014 抜粋

<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、上勝町(以下「町」という。)のめざす持続可能な美しいまちづくり(以下「まちづくり」という。)の基本理念を明らかにするとともに、その推進を図ることを目的とする。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第4条町民等及び町は、次に掲げる原則に従い、協働してまちづくりを推進するものとする。</p> <p>(1) 良好な環境及び景観の保全 (2) 美しい自然との共生 (3) 地域の活性化と雇用の確保 (4) 情報の発信と交流の拡大 (5) ふるさとに誇りを持つ人づくり (6) 地域自治の拡充</p>
--

表 7 第3次上勝町活性化振興計画(2011) 抜粋

<p>基本構想</p> <p>○長期目標：持続可能な地域社会づくり</p> <p>○地域社会づくりの目標(5つ)</p> <p>1 将来世代の公平性、2 生物と人間の共生、3 安定した経済と雇用 4 情報の発信と直接交流 5 すべての活動を人づくりに活かす</p> <p>○将来像(3つ)</p> <p>1 町民の健康や安全、地域環境の保全を重視した循環型社会をリードする町 2 美しくアメニティ(生活環境の快適さ)に富んだ生活圏の形成や住宅政策を通して、若者が住みたくなるような魅力のある町 3 地域資源を生かし、インターネット等を利用して地域経済の活性化が図れる町。</p> <p>○循環型社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none">・全分野にわたって環境保全を重視した対策を計画・環境保全を重視した社会基盤の整備
--

2. 1. 2 関連する条例・計画・選定等のマップ



2. 2 景観計画の目標

上勝町景観計画は、「地域の持続発展の観点」と「景観まちづくり」の観点から推進します。

上勝町の景観形成は、景観計画の目標として、次の景観まちづくりを推進します。

○景観計画の目標

- ・目標1 美しい景観形成と地域課題を同時解決する景観まちづくり
- ・目標2 森林資源の活用による美しい景観まちづくり
- ・目標3 持続的な循環型社会づくりの推進力となる景観まちづくり

2. 3 景観形成の方針

「景観まちづくり」の観点を持つ上勝町の良好な景観形成は、次の方針のとおりとします。これらの景観形成は、眺めなどの実在する存在だけではなく、人々の意識や記憶²⁷などの意味を持った関わりの存在としての観点から形成します。

○方針1 自然・風土・暮らしと調和した景観形成

本町の未来に向けて、自然・風土・暮らしと調和した景観形成を目指します。良好な景観形成は、人間が意図的に手を加えなくても地域に存在する「ある景観」を守り育て、かつ、意図的に持続的かつ良好な景観に導く「なる景観」の形成を目指します。

○方針2 地域が持続する生業景観形成を目指す

スギ林、棚田、いろどりの景観など、仕事・産業にかかわる生業景観があります。施設の多い都市部と異なり、施設の少ない中山間地に位置する本町では、生業景観は景観の主要な構成要素となっています。地域が持続できる生業景観の形成を目指します。

²⁷ 例えば、懐かしさ、思い出、イメージなど

○方針3 環境共生型の景観形成を目指す

ごみ自体をださない社会を目指す本町のゼロ・ウェイストの活動や理念は、国内・世界から注目されています。このゼロ・ウェイストの理念を根底に、脱炭素、生物多様性の視点からの環境共生型の景観形成を目指します。環境共生型景観は、**循環型景観、生物多様性景観、地球温暖化防止景観**、の3つのタイプの形成を目指します。

○方針4 積極的に木材や自然素材を利用した景観形成を目指す

公共部門、民間部門とも、施設等の社会資本整備において、積極的に木材や自然素材を利用する上勝町の景観形成を推進します。また、木材を活用した施設等の整備による良好な地域経済効果を実現し、社会課題、環境課題の同時解決を目指します。

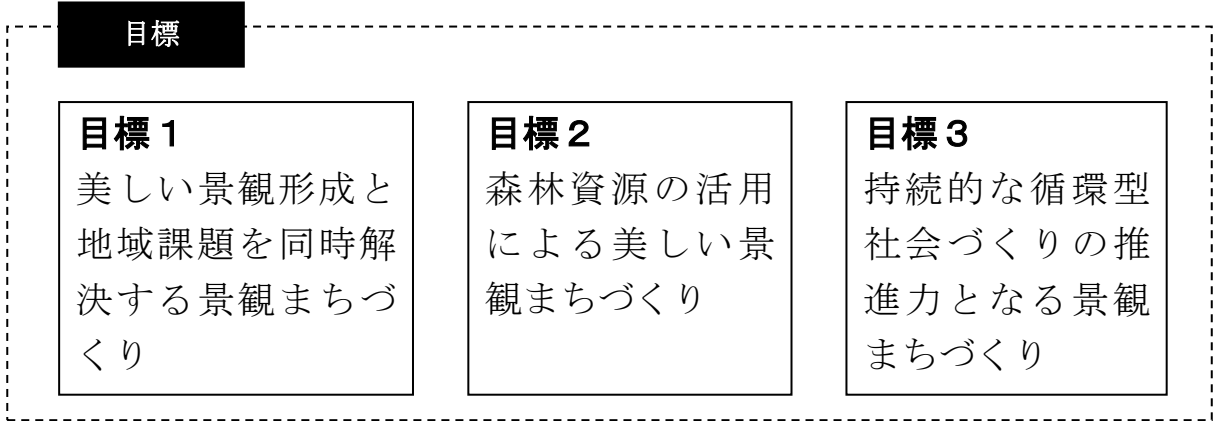
○方針5 実行型・協働型の景観形成を目指す

総合的な眺めである良好な景観形成は、町民・事業所・産業・行政・教育等のすべての関係者が、実行し、協働することによって実現します。実行型・協働型の景観形成を目指します。

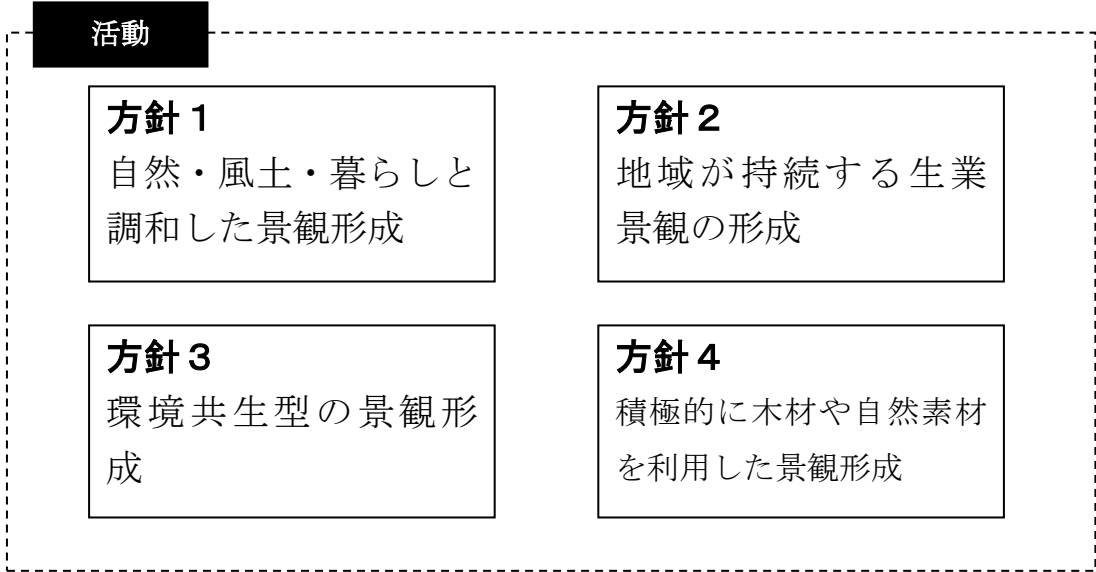
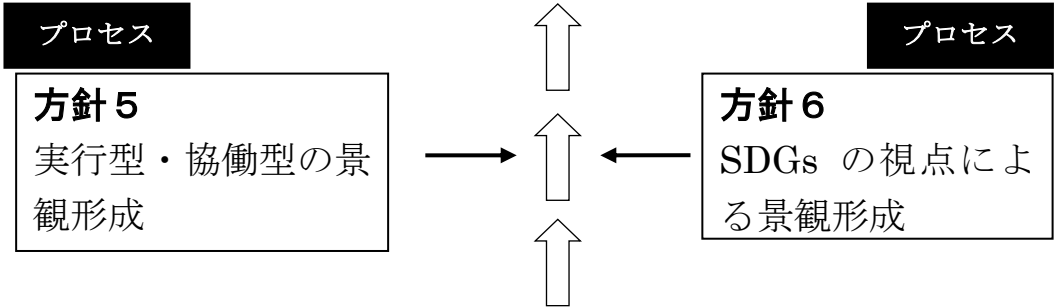
○方針6 SDGsの視点による景観形成を目指す

景観形成は、地域の社会課題と環境課題を同時に解決する持続可能な開発目標 SDGs (Sustainable Development Goals) の観点から推進します。

景観計画の目標（3つの景観まちづくり）



良好な景観形成（6つの方針）



2. 4 木材や自然素材の利用を推進する景観まちづくり

2. 4. 1 長期変遷景観の観点から良好な森林景観を形成する木材利用の促進

景観の見方の中に、長い時間をかけて景観が変わっていく長期変遷景観の観点があります。長期の観点から森林景観を形成する必要があります。

人工林が多い上勝町で、森林景観が悪化する大きな要因は、「町内の木材が町内で使われない」という木材利用の「悪い循環」になっていることに原因があります。森林の望ましい将来のあり方には、「保全」「利用」「交流」「環境」の観点からその方針が検討され、未来にむけた新たなゾーニング等の計画が策定される必要があります。

勝浦川の最上流域に広がる本町の景観においては、森林景観、それもスギ人工林の景観が大部分を占めます。森林景観が大きく卓越している状況においては、森林資源の活用は、町の景観形成を大きく左右するものといえます。

このため、良好な森林景観の形成、そして、持続的な地域づくりのため、木材利用を「良い循環」に転換し、町の森林資源である木材の地域内で生産活動、地域内で消費活動を積極的に展開します。

そして、長期変遷景観の観点から、100年及び200年単位で、現状のスギ単一の人工林が多くを占める森林景観を、多様な用材林、自然林と人工林の混交林、山の8合目以上の自然林への誘導などを継続的に展開します。

2. 4. 2 生物資源・再生可能財として木材等の利用

森林資源は、生物資源であり再生可能な財のうちの1つです。

景観形成においては、建造物等において生命資源として森林資源である木材等の再生可能財を積極的に活用します。

表 8 経済学上の財の区分²⁸

財の区分 1	財の区分 2
第 1 次財	①再生不能財：石油、石炭、…
	②再生可能財：木材、魚、…（生物資源）
第 2 次財	③ 工業製品：自動車、カバンなど
	④ サービス：情報サービス、旅行案内など

²⁸ E.F.シューマッハー：『スモール イズ ビューティフル』、講談社学術文庫、1986年4月

2. 4. 3 公共部門及び民間部門での積極的な木材の利用

公共部門、民間部門とも、施設等の社会資本整備において、積極的に木材を利用する景観形成を推進します。(民間部門については、2次策定において検討します。)

○公共部門での木材利用の地域経済効果

木材を利用した施設等の整備による良好な地域経済効果を実現し、社会課題、環境課題の同時解決を目指します。

土木工事における木製ダムへの地域への経済効果を算出した調査結果によると、工事金額が3,000万円の木製ダムの建設の結果、経済波及効果は、総額で5,660万円と工事金額の1.89倍になること、雇用者誘発数が5.88人になることが推計されています²⁹。

公共建築工事では、床面積が136㎡の木造平屋で、木材の伐採、加工、建築などすべて地域内で完結できる場合、810万円の木質製品は2.7倍の2,200万円の地域経済効果があること、雇用者誘発数が1.36人になることが推計されています³⁰。

表 9 木製ダムの地域経済効果 (秋田県の事例)

- 3,000万円の木製ダム (秋田県)
- 費用構成
 - ・材料費 24%、人件費 29%、計 53%
- 経済波及効果
 - ・3,000万円の木製ダム→5,660万円 (1.89倍)
 - ・3,000万円の通常事業→5,010万円 (1.67倍)
- 就業者数
 - ・直接 3.58人
 - ・雇用者誘発数 5.88人



木製ダム (出典: H29 森林土木木製構造物施工マニュアル)

²⁹ 藤田、野田、加用：木製治山ダム建設における秋田県内への地域経済波及効果、木材利用研究論文報告集 17、2018年12月より

³⁰ 溝上、木村、ほか：公共建築物への地域材の使用による同一地域への経済波及効果、京都府を事例として、木材学会誌 VOL.61, No5、2015

○横断的研究会の成果の活用

2009年に日本森林学会、日本木材学会、土木学会による「土木における木材の利用拡大に関する横断的研究会」（以下、横断的研究会と略記）が設立され、土木、森林、木材、環境等の専門分野の人材が連携して、土木分野での木材利用に向けた取組が展開されています。横断的研究会は、2013年提言、2017年提言を公表しています。

本景観計画において、横断的研究会の動向に注目し成果の活用をはかるものとします。

表 10 横断的研究会の提言（2013年3月）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 土木分野における木材利用技術の開発推進(2) 木材関連の設計法などの作成と規準類への掲載(3) 地球環境や景観などに対する木材の価値の定量化と標準化(4) 土木分野の学校教育における木材関連教育の実施(5) 土木利用拡大へ向けた分野横断的な連携の強化 |
|---|

表 11 横断的研究会の提言（2017年3月）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 土木分野における木材利用量の実態を把握すること(2) 木材利用拡大へ向けた技術開発の支援と利用機会を創出すること(3) 土木分野における環境負荷低減に資する木材利用を推進すること(4) 木材利用拡大へ向けた産官学連携を推進すること(5) 木材と環境に関する人材育成と利用技術の周知に協力すること |
|---|

○公共土木施設での木材利用の例

地震時におけるブロック塀の倒壊が全国的な課題となっています。木製の塀を活用により、地域における暮らしの安全性を高めることが期待されます。

このほか、擁壁、防護柵工やガードレール、水路側溝蓋、砂防ダム等に木材の利用が期待されます。



ブロック塀の崩壊対策として期待される木製の塀（徳島県内）



木製擁壁工（出典：H29 森林土木
木製構造物施工マニュアル）



木製防護柵工（出典：H29 森林土
木製構造物施工マニュアル）



木製のガードレールと防護柵
（勝浦町）



木製側溝蓋（高山市）

2. 4. 4 土・石等の自然素材の利用

小規模な建造物等において、土、石材等の自然素材の活用を図るものとします。











石積みによる復旧（檜原地区）

2. 5 SDGsの視点による推進

景観形成は、地域の社会課題と環境課題を同時に解決する持続可能な開発目標 SDGs (Sustainable Development Goals) の観点から推進します。

表 12 景観形成の方針と SDGs

番号	目標	着目する SDGs
方針 1	自然・風土・暮らしと調和した景観形成	        <p>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに 8. 働きがいも経済成長も 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 11. 住み続けられるまちづくりを</p> <p>12. つくる責任 つかう責任 13. 気候変動に具体的な対策を 15. 陸の豊かさを守ろう 17. パートナーシップで目標を達成しよう</p>
方針 2	生業景観の形成	
方針 3	環境共生型の景観形成	
方針 4	積極的に木材や自然素材を利用した景観形成	
方針 5	実行型・協働型の景観形成	
方針 6	SDGs の視点による景観形成	

・SDGs (Sustainable Development Goals) : 2015年に国連において、全会一致で採択された「持続可能な開発目標」で、2030年までに達成を目指す17分野の目標、169のターゲットが示されています。

表 13 景観形成で着目する SDGs

SDGs の項目	上勝町景観形成での活動イメージ
7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに	・適正なゾーニングによる森林資源等の再生エネルギーや、風力・水力・太陽光エネルギー等の自然エネルギーと共存する景観まちづくり
8. 働きがいも経済成長も	・いりどり、上勝晩茶、林業、棚田等の生業を持続的に活性化し、収入・雇用を確保した優れた生業景観づくり
9. 産業と技術革新の基盤をつくろう	・景観、森林、棚田・里山等の地域資源を活用し、大学等との高等教育機関との連携を強化した新たな産業と技術革新の基盤づくり
11. 住み続けられるまちづくりを	・暮らしの根幹である水源林を持続的に保全し水源景観を守る ・薪ボイラー等の地域エネルギーを容易に利用できる住宅・建築様式を開発し、再生エネルギー・自然エネルギー利用型の集落景観づくり
12. つくる責任 つかう責任	・ゼロ・ウェイストの観点から、地産地消、大量消費・廃棄をなくし、エシカルな生産・消費にもとづく景観まちづくり
13. 気候変動に具体的な対策を	・施設整備において、カーボン・ゼロである木材利用を促進し、かつ、地場産材等を使用による温室効果ガス排出を削減
15. 陸の豊かさを守ろう	・適正なゾーニングにより、環境・経済・コミュニティのバランスある森林資源消費による長期的な森林景観を形成 ・景観ホットスポット(視点場、非視点場)、生物多様性ホットスポット、水源ホットスポット等の保全・活用
17. パートナーシップで目標を達成しよう	・景観まちづくりの展開において、集落内連携、集落間連携、都市農村連携、行政連携の良好なつながりを支援し人材を育成

2. 6 徳島県の条例や指針等を重視し推進

景観計画では、下記に示す徳島県条例や指針等を重視し、これらの内容を推進します。

表 14 景観計画で重視し推進する徳島県条例

徳島県環境基本条例 1999
徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例 2009
徳島県県産材利用促進条例 2012
徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例 2017

表 15 景観計画で重視し推進する徳島県の指針等

徳島県景観形成指針 2007
とくしま木材利用指針 2016 改
生物多様性とくしま戦略 2018 改
とくしまビオトープ・プラン第2版 2003

2. 7 景観の評価項目

景観計画における景観の評価項目は、景観形成の目標に対応して設定します。

下表の景観の評価項目により、地点、地区、公共施設、建造物、樹木等の地物、及び、活動・行為などを評価し、景観重点箇所等の指定や選定を行います。

表 16 景観計画における景観の評価項目

景観形成の方針	景観の評価項目
方針1 自然・風土・暮らしと調和した景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境と調和している ・対象自体が美しい ・歴史的・伝統的なカタチ（様式）がある ・次世代を開く新しいカタチ（様式）がある
方針2 生業景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の生業である ・生業が環境に負荷をかけていない ・これらの景観が周辺環境と調和している ・これらの景観が地域の景観構成要素となっている
方針3 環境共生型の景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物ゼロを目指した循環型の景観である ・生物多様性の景観である ・地球温暖化防止の景観である ・これらの景観が周辺環境と調和している ・これらの景観が地域の景観構成要素となっている
方針4 積極的に木材や自然素材を利用した景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ・木材や自然素材を使用して良好な景観形成ができています ・木材や自然素材が上勝町産である ・木材や自然素材の加工が上勝町内で行われている ・木材や自然素材の利用の地域経済効果が認められる
方針5 実行協働型の景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成が実行されている ・景観形成が協働で推進されている ・景観形成で人づくりがなされている ・景観形成の情報が共有されている
方針6 SDGsの視点による景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の社会課題と環境課題が同時解決できる景観まちづくりとなっている ・SDGsの17のゴール分野の目標が身近な内容として関係者に共有されている ・SDGsの17のゴール分野の目標が達成されている

第 3 章 上勝町景観計画 1 次策定（公共部門編）

第 3 章では、景観法第 8 条第 2 項に定める景観計画の事項について記述します。



木製の擁壁（田野々地区）

山川は国の本なり

山川は天下の源なり 山また川の本なり

○熊澤蕃山（くまざわ ばんざん）

森林の重要性を示した環境土木倫理の先駆者

山川は国の本なり

モアイ像で有名なイースター島の滅亡が、森林破壊によることが近年わかってきました。森や、森がつくる水が、生命や社会を支える大切な要因であることを、過去の歴史は私たちに教えてくれます。

国内では、江戸時代になると、社会が安定し地方でも都市化が進み、大量の木材が使用されました。その結果、山は荒れ、川は浅くなり、国も荒れました。岡山藩等で「番頭（ばんかしら）」の実務者として、治山・治水や植林の事業を実践し、かつ、山、森、川、海、農業の生態的なつながりに気づき、洞察した思想家が熊沢蕃山でした。

現在、国際情勢や高齢化などの社会情勢により、森林経営は悪化し、地域の木材が使われにくい時代になっています。江戸時代と木材利用が正反対の状況で、山が荒れています。町の面積の88%が森林で覆われる上勝町の景観計画では、歴史や文化、生業、環境共生などの関わりが地域の景観の形成に大きく影響していることを示し、公共部門、民間部門において木材や自然素材を積極的に利用する方針としています。

「山林をしっかりと保全し経営すること、つまり山に木々が青々と茂り、川の水深が深い状態が保たれることこそが、国の基本」³¹であるとの熊沢蕃山の言葉は、上勝町景観計画でも重要な教えとなるものといえます。

³¹ 奥谷浩一：環境倫理学から見た熊沢蕃山の思想、札幌学院大学人文学会紀要、第97号（2015年3月）より引用

第3章 上勝町景観計画1次策定（公共部門編）の構成

3. 1 景観計画策定のフレーム

- 景観計画1次策定（公共部門） 今回策定
- 景観計画2次策定（民間部門）
- 景観計画全体（1次策定と2次策定を統合）

3. 2 用語の定義

3. 3 景観計画の対象

1次策定（公共部門編）を対象

3. 4 景観計画の区域

上勝町全域を対象
※ただし上勝町榎原地区景観条例の適用区域においては、榎原地区景観計画を適用

3. 5 良好な景観の形成に関する方針

- 1 上勝町景観計画の方針（第2章に記載のとおり）
- 2 景観形成推進の組織等
- 3 景観重要箇所及び景観箇所
- 4 景観計画推進のアプローチ項目（候補）
- 5 景観形成推進のための情報共有・情報発信
- 6 良好な景観形成のための行政支援
- 7 景観計画の見直しの方針

3. 6 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

3. 7 景観重要建造物・景観建造物

3. 8 景観重要樹木

3. 9 景観重要公共施設・景観公共施設

3. 1 景観計画策定のフレーム

3. 1. 1 景観計画の構成と概要

上勝町景観計画は、1次策定と2次策定で策定します。

○景観計画：1次策定（公共部門編）

1次策定は、公共部門の事業を対象として策定します。スギ・ヒノキ等の人工林などの森林経営環境の悪化は、産業・経済・環境・景観等から上勝町の地域課題となっています。

1次策定では、景観計画のフレームや基本事項を策定するとともに、上勝町においてスギ材等の木材を公共施設や公共建造物（建築・工作物）等への利用を促進する景観計画を策定し、景観条例策定にむけた検討を行います。

○景観計画：2次策定（民間部門編）

2次策定は、民間部門の事業を対象として策定します。1次策定を基に、町全体の持続的な「美しいまちづくり」のための景観計画を策定し、景観条例策定にむけた検討を行います。

2次策定では、「いろどり」「上勝晩茶」などの生業景観（里山、人工林、農地）や環境循環共生型景観、集落景観、歴史・文化景観、自然的景観、建造物景観などに着目し景観計画を策定します。

また、民間部門との関連で、1次策定で検討した景観計画のフレームや基本事項、公共部門の策定の事項の修正等が必要となる場合、これらを修正します。

○景観計画：全体（1次策定、2次策定を統合）

1次策定と2次策定を統合して策定します。

※公共部門の事業：国の機関、地方公共団体等の計画、施設整備、維持管理等の事業部門

民間部門の事業：民間事業者の計画、施設整備、維持管理等の事業部門

3. 1. 2 景観計画の計画事項

景観計画の1次策定（公共部門編）と2次策定（民間部門編）の計画事項を以下に示します。1次策定、2次策定とも景観計画の区域は、上勝町全域として計画します。

1次策定では、公共部門として公共施設・公共建造物を主として景観計画を作成します。2次策定では、民間部門について景観計画を策定します。2次策定において、民間部門との関連で1次策定の内容に変更が必要な場合、1次策定内容を修正します。

表 17 上勝町景観計画の計画事項の予定

凡例 ○：策定

区分	計画事項	1次策定 (対象：公共部門)	2次策定 (対象：民間部門)
必須	①景観計画区域	○	
	②景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	○	○ 地区の方針策定、 1次策定を確認し 必要な場合修正
	③景観計画区域内の行為の制限に関する事項	○	1次策定を確認し 必要な場合修正
	④景観重要建造物の指定の方針	○	1次策定を確認し 必要な場合修正
	⑤景観重要樹木の指定の方針	○	1次策定を確認し 必要な場合修正
必要に応じて	⑥屋外広告物に関する行為の制限に関する事項		必要に応じて
	⑦道路、河川、砂防等良好な景観の形成上重要な公共施設（景観重要公共施設）の整備に関する事項	○	民間部門との関連 で必要な場合修正
	⑧景観重要公共施設に関する許可の基準	○	
	⑨景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項		
	⑩自然公園法の許可の基準		

3. 2 用語の定義

本景観計画における用語は、下表のとおり定義します。

表 18 用語の定義（景観特性）

用語	定義
1 景観単位	景観の面的な広がりのみをまとまり、本計画では「景観のみ」として表記
2 景観関係単位	景観と社会との関わりのみをまとまり、本計画では「景観と社会との関わり」として表記
3 森の景観	自然林、人工林、樹木などの森林景観
4 水辺の景観	河川、谷、溪流、ダム湖などの水面を介した景観
5 農の景観	農業行為に起因する景観
6 道の景観	県道、町道、市道、里道などの景観
7 集落の景観	民家、農地、道路、水路、建造物等により構成される集落を単位とした景観
8 生業（せいぎょう）景観	林業、農業、水産業、いんどりなど、仕事・産業により形成された景観
9 環境共生型景観	持続可能な社会が作り出す環境共生取組みにより形成される景観で、循環型景観、生物多様性景観、地球温暖化防止景観から構成

表 19 用語の定義（区域、地区、景観重要箇所等）

用語	定義	景観法での用語	本計画での用語
10 区域	平面的な広がりを持つもの		○
11 地区	ある程度の平面的な広がりを持つもので、区域より小さいもの		○
12 地点	個別箇所もしくは平面的な広がりがないもの		○
13 建造物	建築物、工作物	○	
14 特定公共施設	景観法第8条2号第4号ロに示す特定公共施設、道路、河川、公園、水路、砂防等の施設	○	
15 特定公共施設に関連する施設	里道、（小さな）用水施設、等		○
16 景観計画区域	景観法により景観計画を定める区域	○	
17 景観地区	景観計画区域内における留意すべき地区		○
18 景観重要地区	景観計画区域内における重要な地区		○
19 景観地点	景観計画区域内における留意すべき地点		○
20 景観重要地点	景観計画区域内における重要な地点		○

21 景観建造物	地域の自然、歴史、文化などからみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成において留意すべきものであること。道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること		○
22 景観重要建造物	地域の自然、歴史、文化などからみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること（景観法施行規則第6条）	○	
23 景観樹木	地域の自然、歴史、文化などからみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成において留意すべきものであること。道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること		○
24 景観重要樹木	地域の自然、歴史、文化などからみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること（景観法施行規則第11条）	○	
25 景観公共施設	景観法第8条第2項第4号ロで定める公共施設のうち、良好な景観の形成のために留意すべきもの		○
26 景観重要公共施設	景観法第8条第2項第4号ロに定める「特定公共施設」や、本景観計画で定める「関連する施設」のうち、良好な景観の形成のために重要なもの	○	
27 景観箇所	上記の17 景観地区、19 景観地点、21 景観建造物、23 景観樹木、25 景観公共施設の総称		○
28 景観重要箇所	上記の18 景観重要地区、20 景観重要地点、22 景観重要建造物、24 景観重要樹木、26 景観重要公共施設の総称		○

3. 3 景観計画の対象

景観計画は、公共部門における森林資源の利用促進を図る観点から「1次策定（公共部門編）」を対象とします。

3. 4 景観計画区域

上勝町景観計画1次策定における景観計画区域は、上勝町全域とします。ただし、上勝町檜原地区景観条例の適用区域においては、檜原地区景観計画を適用します。

上勝町景観計画2次策定において、上勝町景観計画と檜原地区景観計画の景観区域の適用区域の関係を検討します。

3. 5 良好な景観の形成に関する方針

3. 5. 1 上勝町景観計画の方針

第2章に記載のとおりです。

3. 5. 2 景観形成推進の組織等

景観計画推進の組織等は、下表のとおりとします。

表 20 上勝町景観計画における組織等

名称	概要	備考
上勝町景観審議会	景観計画の策定・改定・推進、及び、景観に関する重要な事項について検討	
上勝景観まちづくりアドバイザー	景観計画の策定・改定・推進、及び、景観に関する事項について検討、支援	

3. 5. 3 景観重要箇所、及び景観箇所

景観計画区域内において、上勝町の貴重な景観として特に保全・形成の必要がある地区、地点、建造物、樹木などを「景観重要箇所」「景観箇所」として位置づけ、重点的な景観保全・形成を図ります。

○景観重要箇所

- ・地区、地点、建造物、樹木、特定公共施設等において、良好な景観形成に重要なもので、景観重要地区、景観重要地点、景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の総称

○景観箇所

- ・地区、地点、建造物、樹木、樹木、特定公共施設等において、良好な景観形成に留意すべきもので、景観地区、景観地点、景観建造物、景観樹木、景観公共施設の総称

※注1：表19「用語の定義（区域、地区、景観重要箇所等）」参照

※注2：特定公共施設等とは、表19における「特定公共施設」及び「特定施設に関連する施設」を示す。

表 21 景観箇所・景観重要箇所の構成

対象	景観重要箇所	景観箇所	1次策定 で検討	2次策定 で検討
地区	景観重要地区	景観地区		○
地点	景観重要地点	景観地点		○
建造物 (建築物・工作物)	景観重要建造物	景観建造物	○ (公共建造物)	○ (民間建造物等)
樹木	景観重要樹木	景観樹木	○ (指定の方針)	○
特定公共施設等	景観重要公共施設 (特定公共施設等)	景観公共施設 (特定公共施設等)	○ (特定公共施設)	○ (関連する施設)

3. 5. 4 景観計画推進のアプローチ項目（候補）

1次策定（公共部門編）における景観計画推進のアプローチ項目の候補を示します。アプローチは、協働型の取組み推進の中で補強かつ取捨選択し、プロジェクトとして実行します。

※プロジェクト：実行するもの、※アプローチ：プロジェクトの候補

表 22 景観計画推進のアプローチ項目（候補）（1次策定：公共部門編）

景観計画の方針	アプローチ項目（候補）
方針1 自然・風土・暮らし と調和した景観形成	○ 町内の景観保全要因、景観阻害要因を整理する。 ● 景観阻害林や災害時支障林などの伐採を進める。 ● モデル集落を選定し実践する
方針2 生業景観の形成	○ 生業景観の景観価値を認識し、共有する。 ○ 生業景観の現状を把握する。 ○ 生業景観の維持・保全、活用を進める。
方針3 環境共生型の景観形 成	○ 環境共生型景観の価値を認識し、活用する。 ○ 環境共生型景観の現状を把握する。 ○ 地球温暖化防止景観：木材利用のCO2削減効果を算出する。
方針4 積極的に木材や自然 素材を利用した景観 形成を目指す	● 土木分野での木材利用を進める。 ● 木材利用の積算や設計指針などを整備する。 ● 上勝木材の需要・供給を向上させる
方針5 実行協働型の景観形 成	● 参加型の検討、多様な連携を図り、関係者理解を推進する。 ● 景観と木材利用の全体マネジメント、人材育成を行う。 ● 景観に関する情報共有発信、勉強会を開催する。
方針6 SDGsの視点から 景観形成を目指す	● 景観宣言を行う。 ○ 木材利用の環境価値、地域経済波及効果を明確化する。 ● 環境と林業再生の同時解決を図る。

※アプローチ項目の凡例について

- ：平成29~30年度の景観委員会、景観コア会議で検討された項目（候補）
- ：追加した項目(候補)

3. 5. 5 景観形成推進のための情報共有・情報発信

景観形成の情報共有は、「収集」、「蓄積」、「発信」、「共有」の4つのプロセスから成ります。町民、事業者、行政、研究・教育機関等は、連携して情報共有を行い、情報発信を展開します。このため、SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）などの双方向のインターネット情報システムや、地理情報システムの活用等を展開します。

3. 5. 6 良好な景観形成のための行政支援

上勝町の良好な景観形成のために、上勝町は、次の行政支援を行います。

表 23 行政支援の対象

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 景観重要箇所は、優先的に行政支援の対象とする。(2) 景観箇所は、行政支援の対象とする。(3) その他、良好な上勝町の景観形成において町長が必要と認めるものを行政支援の対象とする。 |
|--|

表 24 行政支援の種類

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 財政支援(2) 施設整備にかかる材料支給などの支援(3) 計画づくりにかかる支援(4) 人材育成にかかる支援(5) その他町長が必要と認めるもの |
|--|

3. 5. 7 景観計画の見直しの方針

上勝町景観計画は、必要に応じて計画の見直しを行います。

3. 6 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

3. 6. 1 景観計画区域における行為の制限（届出対象行為）

上勝町における良好な景観形成を図るため、景観計画区域内における届出対象行為を次のとおり定めます。

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (2) 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (3) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (4) 木竹の伐採又は植栽
- (5) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)その他の物件の堆積
- (6) 水面の埋立て又は干拓
- (7) その他景観に影響を与える行為で町長が必要と認めるもの

3. 6. 2 届出の適用除外行為

景観計画区域において、届出の適用が除外される行為を次のとおり定めます。

- (1) 建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、下記のとおりとする。
 - イ 景観重要地区内において、高さ10m以下又は延べ面積100㎡以下のもの。
 - ロ その他の景観計画区域内においては、高さ10m以下又は延べ面積が500㎡以下のもの。

- (2) 工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、下記のとおりとする。
 - イ 景観重要地区内においては、高さ 2m 以下又は築造面積が 10 m²以下のもの。
 - ロ その他の景観計画区域内においては、高さ 5m 以下又は築造面積が 1,000 m²以下のもの。
- (3) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更で、対象面積が 1,000 m²以下のもの。
- (4) 木竹の伐採又は植栽で、対象面積が 10,000 m²以下のもの。
- (5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積で、堆積期間が 90 日を超えないもの、又は高さが 3 m 以下で、かつ、集積・貯蔵のための土地の面積が 1,000 m²以下のもの。
- (6) 水面の埋立て又は干拓で、対象面積が 1,000 m²以下のもの。
- (7) その他景観に影響を与える行為で町長が必要と認めるもの

3. 6. 3 国及び地方公共団体等の行為

国及び地方公共団体等が行う事業のための行為については、届出を要しません。

この場合において、これらの事業を行う国又は地方公共団体等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ町長に通知するものとします。(法第 16 条 5 項)

また、町長は必要があると認めるときは、国又は地方公共団体等に協議を求めることができます。(法第 16 条 6 項)

3. 7 景観重要建造物・景観建造物

3. 7. 1 概要

良好な景観の形成に必要な建造物（建築物、工作物）の指定や整備に関する事項などを以下に示します。

1) 景観重要建造物

景観重要建造物の概要を次に示します。

表 25 景観重要建造物の概要

<p>■景観重要建造物（法 19 条 1 項）</p> <ul style="list-style-type: none">・地域の重要な建造物（建築物・工作物）で、景観行政団体の長が指定し、地域の個性ある地域づくりの核として、維持・保全・継承を図るもの
--

2) 景観建造物

景観建造物の概要を次に示します。

表 26 景観重要建造物の概要

<p>■景観建造物</p> <p>景観重要地区または景観地区内にある主要な建造物で、一定以上の規模を有するもの</p>
--

3. 7. 2 指定の方針

1) 景観重要建造物

景観重要建造物の指定の方針を次に示します。

表 27 景観重要建造物の指定の方針

次の①②③にすべて該当するもの、また④の該当が望ましい。 ① 指定の方針 A1 ：地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なもの ② 指定の方針 A2 ：道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもの ③ 指定の方針 A3 ：町民に親しまれ、森林資源利用、生業景観、環境循環、地域活性化等、地域の個性ある景観づくりにおいて、主要なシンボルになっているもの ④ 指定の方針 A4 ：景観計画区域内の良好な景観の形成において、重点的に景観形成を図る景観重要地区内に位置するもの ※①②は、景観法施行規則第6条1号で定める基準
--

※景観重要地区は、2次策定において検討します。

2) 景観建造物

景観建造物の指定の方針を次に示します。

表 28 景観建造物の指定の方針

景観重要地区または景観地区内にある下記に該当する新築、既存の建造物を対象とする。 建築物：次のいずれかに該当するもの 延べ面積の合計が 50 m ² 以上、2階建て以上 工作物：次のいずれかに該当するもの 高さ 2 m 以上、築造面積 5 m ² 以上
--

※景観重要地区、景観地区は、2次策定において検討します。

3. 7. 3 整備に関する事項

景観重要建造物及び景観建造物の整備に関する事項を次に示します。なお、対象行為は、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の現状変更の行為とします。

1) 景観重要建造物

景観重要建造物における整備に関する事項の内容を次に示します。

表 29 景観重要建造物の整備に関する事項

<p>1. 景観への配慮</p> <p>①整備の方針 A1：立地</p> <ul style="list-style-type: none">・景観重要地点・景観地点の近傍での整備の場合、これらの眺望を確保する配慮を行う。 <p>②整備の方針 A2：周辺環境との調和</p> <ul style="list-style-type: none">・道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される施設については、素材、形態、意匠、色彩等の建造物の外観に関して、地域の景観特性に配慮した整備を行う。 <p>③整備の方針 A3：色彩</p> <ul style="list-style-type: none">・②における整備する施設の色彩は、彩度3.5以下を標準とする。彩度が3.5を超える場合は、景観専門家のアドバイスを受けるものとする。 <p>2. 形式、工法の選定</p> <p>④整備の方針 A4：構造安全性・耐久性の確保を前提に、整備及び維持管理に許されるコスト、地域経済、生業、環境共生を考慮し、地域の木材資源や自然素材の使用を推進する。</p> <p>3. 指針の準拠</p> <p>⑤整備の方針 A5：上勝町景観計画に基づく景観重要箇所等の整備等にかかる運用要綱の別紙に定める指針に準拠すること</p> <p>4. 上勝町の支援</p> <p>整備の方針への準拠を条件に支援をすることができる。</p>

2) 景観建造物

景観建造物における整備に関する事項は、景観重要建造物の基準に準ずるものとします。

3. 7. 4 指定の候補

景観重要建造物及び景観建造物の指定の候補を次に示します。

1) 景観重要建造物

表 30 景観重要建造物の指定の候補（1次策定）

<p>■公共建造物</p> <p>【活動拠点】1 高丸山千年の森ふれあい館、2 高丸山千年の森・現地案内所、 3 上勝町介護予防活動センターひだまり、4 いっきゅう茶屋</p> <p>【体験・宿泊施設】5 山の楽校・自然の宿あさひ、6 月ヶ谷温泉キャンプ場</p> <p>【上勝アート】7 淵神の塔、8 射手座造船所、9 タイムブリッジ（時の橋）、 10 トポス彩 2007、11 もくもくもく、12 時空を超えて、13circulation、 14 森林のあがりはな</p> <p>【公営住宅】15 傍示複合住宅、16 落合複合住宅、17 福川町営住宅（A, C, D 棟）、18 福川町営住宅（B棟）、19 喰田ハウス、20 田野々住宅「だんだ んだん」</p> <p>【集会施設】21 福原ふれあいセンター</p>
--

2) 景観建造物

表 31 景観建造物の指定の候補（1次策定）

<p>■公共建造物</p> <p>【活動拠点】1 上勝町役場、2 上勝町役場支所、3 月ヶ谷温泉、4 彩保育園、 5 上勝小学校、6 上勝中学校</p> <p>【公営住宅】7 喰田町営住宅、8 平間町営住宅</p>

3. 8 景観重要樹木

3. 8. 1 景観重要樹木の指定の方針

地域の自然、歴史、文化、生業等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、かつ、上勝町の良好な景観まちづくりに重要なもので、次に示す全ての項目に該当する樹木を、景観重要樹木として指定します。

表 32 景観重要樹木の指定の方針

①地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なもの
②道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもの
③町民に親しまれ、地域のシンボルになっているもの
※①②は、景観法施行規則第 11 条で定める基準

3. 8. 2 景観重要樹木の指定候補

1 次策定では景観重要樹木の指定検討は対象外とし、2 次策定で検討を予定します。

3. 9 景観重要公共施設・景観公共施設

3. 9. 1 概要

良好な景観の形成に必要な「特定公共施設」及び「関連する施設」の選定や整備に関する事項などを以下に示します。

1) 景観重要公共施設の概要

景観重要公共施設の概要を次に示します。

表 33 景観重要公共施設の概要

<p>■景観重要公共施設（景観法 第8条第2項第4号口）</p> <ul style="list-style-type: none">・法で定める「特定公共施設」のうち、良好な景観の形成のために重要なもので、選定の方針、整備に関する事項を定めるもの

2) 景観公共施設の概要

景観公共施設の概要を次に示します。

表 34 景観公共施設の概要

<p>■景観公共施設</p> <ul style="list-style-type: none">・法で定める「特定公共施設」のうち、良好な景観の形成に寄与するもので、選定の方針、整備に関する事項を定めるもの

3) 選定の方針等を適用する「関連する施設」

景観重要公共施設や景観公共施設の選定の方針、整備に関する事項を適用する「特定公共施設」以外の対象施設は、「関連する施設」として町長が定めます。

3. 9. 2 施設の対象

法に基づく「特定公共施設」の対象、及び、本景観計画で定める「関連する施設」を次に示します。

表 35 「特定公共施設」の対象（景観法第 8 条第 2 項第 4 号を参考に作成）

施設	特定公共施設の種類
道路施設	道路及び道路関連施設
河川施設	ダム、護岸、河川関連施設
砂防関係施設	砂防ダム、堰堤、砂防関連施設
	急傾斜地崩壊防止施設
地すべり防止施設	地すべり防止施設（土木、耕地、林野）
農林業施設	土地改良施設、農道・林道・林業関連施設
治山施設	治山施設、保安林関連施設
公園施設	公園事業にかかる施設

表 36 「関連する施設」の対象

施設	名称	備考
関連する施設	里道、用水施設	

3. 9. 3 対象となる施設の選定の方針

1) 景観重要公共施設

景観重要公共施設の対象となる施設の、1次策定に係わる選定の方針を次に示します。選定においては、表の①～③のいずれかに該当するものとします。

表 37 景観重要公共施設の選定の方針

- | |
|---|
| <p>①選定の方針 A1：景観計画区域内の良好な景観の形成において、地域の重要な景観軸の構成要素として重要なもの</p> <p>②選定の方針 A2：景観計画区域内の良好な景観の形成において、重点的に景観形成を図る景観重要地区内に位置するもの、又は重点的に景観形成を図る景観重要地点の近傍、及び景観重要樹木の近傍に位置するもの</p> <p>③選定の方針 A3：景観計画区域内の生業景観、環境共生型景観の観点から、地域木材資源の活用等により地域活性化*及び森林の長期変遷景観の形成に重要なもの（※法第2条第4項基本理念）</p> |
|---|



道路施設



河川施設

2) 景観公共施設

景観公共施設の対象となる施設の、1次策定に係わる選定の方針を次に示します。選定においては、表の①～③のいずれかに該当するものとします。

表 38 景観公共施設の選定の方針

- | |
|--|
| <p>①選定の方針 B1：景観計画区域内の良好な景観の形成において、地域の重要な景観軸の構成要素として寄与するもの</p> <p>②選定の方針 B2：景観計画区域内の良好な景観の形成において、重点的に景観形成を図る景観地区内に位置するもの、又は重点的に景観形成を図る景観地点、及び景観樹木の近傍に位置するもの</p> <p>③選定の方針 B3：景観計画区域内の生業景観、環境共生型景観の観点から、地域木材資源の活用等により地域活性化及び森林の長期変遷景観の形成に寄与するもの</p> |
|--|

3) 関連する施設

関連する施設の選定は、表 37 景観重要公共施設の選定の方針、表 38 景観公共施設の選定の方針を適用します。

3. 9. 4 整備に関する事項

1) 景観重要公共施設

景観重要公共施設の整備に関する事項を次に示します。

表 39 景観重要公共施設の整備に関する事項

<p>1. 景観への配慮</p> <p>①整備の方針 A1：道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される施設については、素材、形態、意匠、色彩等に関して、地域の景観特性に配慮した整備を行う。</p> <p>②整備の方針 A2：①における整備する施設の色彩は、彩度3.5以下を標準とする。彩度が3.5を超える場合は、景観専門家のアドバイスを受けるとする。</p> <p>2. 形式、工法の選定</p> <p>③整備の方針 A3：構造安全性・耐久性の確保を前提に、整備及び維持管理に許されるコスト、地域経済、生業を考慮し、地域の木材資源や自然素材の使用を推進する。</p> <p>3. 指針の準拠</p> <p>④整備の方針 A4：上勝町景観計画に基づく景観重要箇所等の整備等にかかる運用要綱の別紙に定める指針に準拠すること。</p> <p>4. 上勝町の支援 整備の方針への準拠を条件に支援をすることができる。</p>

2) 景観公共施設

景観公共施設の整備に関する事項は、表 39 景観重要公共施設の整備に関する事項を適用します。

3) 関連する施設

関連する施設の整備に関する事項は、表 39 景観重要公共施設の整備に関する事項を適用します。

3. 9. 5 占用施設の整備に関する事項

1) 景観重要公共施設

景観重要公共施設における占用施設の整備に関する事項を次に示します。

表 40 景観重要公共施設における占用施設の整備に関する事項

<p>①整備の方針 A1：道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される施設については、素材、形態、意匠、色彩等に関して、地域の景観特性に配慮した整備を行う。</p> <p>②整備の方針 A2：①における整備する施設の色彩は、彩度3.5以下を標準とする。彩度が3.5を超える場合は、景観専門家のアドバイスを受けるものとする。</p> <p>③整備の方針 A3：構造安全性・耐久性の確保を前提として、施設コスト、地域経済、生業、環境共生を考慮し、地域の木材資源や自然素材の使用を推進する。</p>
--

2) 景観公共施設

景観公共施設における占用許可の整備に関する事項は、表 40 景観重要公共施設における占用施設の整備に関する事項を適用します。

3. 9. 6 選定の候補

1) 景観重要公共施設の選定の候補

景観重要公共施設の選定の候補を次に示します。

表 41 施設の名称

正式名称	略称
主要地方道徳島上那賀線	県道 16 号
二級河川勝浦川水系勝浦川	勝浦川
二級河川勝浦川水系旭川	旭川
町道元山槻地線	町道 14 号 (別図 A)
町道正木ダム線	町道 10 号 (別図 B)
町道美杉線	町道 15 号 (別図 C)
町道傍示生実線	町道 3 号 (別図 D)
町道剣山線	町道 6 号 (別図 E)
町道高丸山線	町道 12 号 (別図 F)

表 42 景観重要公共施設の選定の候補

<p>■選定の候補 A1 (選定の方針 A1 による選定)</p> <p>○道路施設：県道 16 号 (勝浦町境～八重地地先)、町道 14 号 (別図 A)、町道 10 号 (別図 B)、町道 15 号 (別図 C)、町道 3 号 (別図 D)、町道 6 号 (別図 E)、町道 12 号 (別図 F)、○河川施設：勝浦川・本川 (河川区域内)、旭川・本川 (河川区域内)</p> <p>■選定の候補 A2 (選定の方針 A2 による選定)</p> <p>・2 次策定により、景観重要地区、景観重要地点の決定後、対象を選定</p> <p>■選定の候補 A3 (選定の方針 A3 による選定)</p> <p>・八重地のほ場整備、いろどり橋、キャンプ流れ橋、竜谷杉橋</p> <p>・選定の候補 A1、選定の候補 A2 以外のもので個別に選定</p>
--

2) 景観公共施設の選定の候補

景観公共施設の選定の候補を次に示します。

表 43 景観公共施設の選定の候補

<p>■選定の候補 B1（選定の方針 B1 による選定）</p> <p>○道路施設：県道 16 号（八重地地先～那賀町境）、町道（選定 A1 以外のすべての町道）、すべての農道、すべての林道 ○河川施設：勝浦川・支川（河川区域内）、旭川支川（河川区域内）</p> <p>■選定の候補 B2（選定の方針 B2 による選定）</p> <p>・2 次策定により、景観地区、景観地点の決定後、対象を選定</p> <p>■選定の候補 B3（選定の方針 B3 による選定）</p> <p>・選定の候補 B1、選定の候補 B2 以外のもので個別に選定</p>
--

3) 関連する施設の選定の候補

2 次策定において検討します。